

◎開議の宣告

○田中敏雄 議長 おはようございます。

大変連絡が悪くて申しわけございませんでした。心からおわび申し上げます。

22番高橋謙議員から遅刻する旨の届け出があります。13番阿部信孝議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 菅 篤 司 議員

○田中敏雄 議長 5番菅篤司議員に発言を許可いたします。

5番菅篤司議員。

【5番（菅篤司議員）登壇】

○5番（菅篤司議員） おはようございます。会派朝日の菅篤司でございます。

一般質問最終日ということで、皆さんの気持ちではもう既に終わっていることとも存じますけれども、もうしばらくのご辛抱とおつき合いをお願いしたいと思います。

本当に大変な不況の時代に入りました。そして、ますますその不況は下降線をたどり、全く底が見えておりません。まさに、これまでだれもが経験したことの無い大恐慌の前兆であるかのような状況を呈しております。養うべき家族がおりながらやむなく職から離れなければならない方々、卒業して、新しく就職するにも勤めることのできない学生の皆さんには、本当に申す言葉もありません。一日も早い景気下降のストップと、幾らかでも景気の兆しが早く到来しますことを心から待ち望みたいと思うものがあります。

また、今期でご退職される職員の皆さんにおかれましては、これまで長い間、本当にご苦労さまでした。今後のご健康と、ますますのご活躍をお祈りいたしたいと思います。

先日、あるテレビ番組のことですが、船で遭難して救命ボートで逃れた3人のグループでしたが、捜査の日数からしてほぼ絶望的と見られていたが、奇跡的に生還したという内容のものをやっておりました。その中で、奇跡的に生き長らえた原因の1つに、以前から好きな歌で、つらいときや悲しいときにいつも聞いておったというその歌を口ずさんで、不安と苦しみを克服し続けたという内容のものでありました。これを見て、こういうことにも歌の持つ大きな力があるものだなと改めて感心したところでありました。そのようなこともあって、今回も横手市の市民歌の質問をと考えましたが、これをやります

とここで歌い出してしまうような気がいたしまして取りやめることといたしました。

1番の農業について質問に入りますが、昨日、農業専門の2の方が詳しい専門的な分野で質問をされておりますので、農業の全く素人の私からは、大変大ざっぱな質問をさせていただきます。質問にならない内容になるかと思えますけれども、お聞き苦しいところは聞き流していただければ幸いに存じます。

世界的な経済不況が言われ出してから、それと並行するかのように農業への注目が集まってまいりました。農業については、それ以前から減反問題や米価の下落、そして農地の集約化や国際競争力の向上など、さまざまな面から議論が重ねられてまいりました。それが、ここに来て急速に加速しているかのような感が見受けられます。これをチャンスととらえ、いま一度農業を見直し、さまざまな基盤の整備やいろいろな機構の改革によって、安定した力強い農業に生まれ変わることを皆さん望んでいることだと思います。そして、市独自の施策も打ち出されていかなければなりません。これにつきましては、2日目の本会議の質疑で奥山議員の質問に対する産業経済部長の名答弁がありました。頻繁に変わる国や県の施策にも耐え得る横手モデルの農業の確立ということでもあります。また昨日は、佐藤清春議員からも足腰の強い横手式農業という質問がございました。私も、まさにこれに尽きると考えるものであります。ぜひとも、一日も早いそのような農業の確立を期待いたしたいと思っております。

しかし、一方、不安要素が全くないわけではありません。不況によるいろいろな企業の農業への参入など、パイの奪い合いが農業に向けられたとなるとすると、価格競争など市場の奪い合いが激化していきます。そして減反の選択性による米価のさらなる下落と、農業はますます厳しくなるのではないかという思いであります。景気が回復することなく、この状態が長く続くとすれば、逆に農業から離れなければならない人も出てくることも考えられます。農地を集約するには都合がよいことかもしれませんが、これまで農地を守り、生産調整に従いながら、米価の低価格に耐えてこつこつとやってこられた農家の方は一体何だったのでしょうか。そして、農業の注目が不況によるものだとすれば、不況そのものがどうなるのかということも当然大事なことであります。仮に、農業施策や方策どおりに、ある程度順調に進んでいって相当の効果を果たとしても、日本の全体的な経済不況にどの程度の経済的効果をもたらすのか。また、サブプライム問題から始まって、わずか3カ月ぐらいでこの横手にまでその影響があらわれることなどを考えますと、アメリカを初めとする世界的不況や、目の前まで来ているといわれる食料危機などが、これまでよりはるかに身近に感じられることなのであります。いろいろ心配すれば切りがありません。そして結局行き着くところは、さきに述べましたように、ここの横手でどのような農業ができるか、やっていかなければならないかということだと思います。市長は、このような状況をどのように感じ取っておられるかお聞きいたしたいと思っております。

次に、下水道等事業についての質問であります。

1つ目ですが、平成25年度までの事業認可の分を、30年度までに約53億円の事業費を見込んで進められるようですが、それが終了する時点での生活排水処理施設の普及率は、およそどれくらいになるのか

お尋ねいたします。

2つ目ですが、加入率の件で、それぞれの事業の使用料がそのまま総務費に当てはめられるような数字になっているように思います。すべて100%の加入率が理想なわけですが、特に下水道は金額が大きく、加入率1%の金額がおよそ1,000万円弱になるのではないかと試算しておりますが、その分、下水道の加入率の増減が市への負担に大きく影響してくることだと思います。また、加入率が低い場合、その事業の公共的な有益性にも疑問が持たれるように思います。そのようなことから、加入率をどれくらいの目標とするのか、そして、その目標達成に向けてどのような努力をなされるのかお伺いいたします。

3つ目ですが、下水道の地方債の残高ですが、20年度に約1億6,000万円減少し、今年度も2億4,000万円ぐらいの減少を見込んでいるようでありますが、それでも208億円という大きな残高になります。そして市からの大きな繰入金で毎年続くことによって、市の財政を大きく圧迫しているようにも思います。一方、加入率においても、これからもっと不況になるだろうと言われている中で、水洗化は個人にとってますます大きな負担になります。この先、下水道事業が進められても加入率が追いつかず、むしろ下がってしまうのではないかという心配まで出てまいります。

このように、市の厳しい財政状況や今のこの不況が広がっていく中で下水道事業を進めていくことは本当に大変なことだと思われそうですが、その点についてお聞きいたします。

大きい3つ目の庁舎建設についてお伺いいたします。

2月10日に、新庁舎を考える市民会議から提言書が提出されましたが、その内容についてお聞きいたします。また、庁舎建設の是非も含めてさまざまな案や意見が出されたと思いますが、それぞれどのようにとらえておられるのかお伺いいたします。

最後の4番ですが、バイオディーゼル燃料事業について。

昨年2月、我が会派朝日の研修視察で岐阜県恵那市に行ってまいりました。社会福祉法人恵那たんぼ作業所を視察いたしました。簡単に指では数え切れないほどの事業を展開しており、障がい者の方たちがそれぞれの仕事に生き生きと従事しておりました。その事業の1つにバイオディーゼル燃料精製事業があり、市の委託を受けて廃食用油を回収し、精製しているというものであります。そして、できた燃料は作業所のすべてのディーゼル車に使用してトラブルはないということでありました。我が市でも、昨年の10月から十文字地域で行われているとのことですが、事業の内容と見通しについて、また、事業拡大に向けての課題等についてお聞かせいただきたいと思っております。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 1点目の農業についてでございますが、ご指摘ございましたとおり、昨日までも多くの議員の皆さんからご質問をいただいたところでございます。したがって、私なりにコンパクトな答弁をさせていただきたいと思っております。

前段で、議員は、昨今の社会経済情勢の急激な変遷、それから農業が抱える構造的な問題について触れておられましたけれども、基本的には、全く同じ考えを持つものでございます。こういう中であって、横手市の農業が、まさに議員のご指摘にあったように、足腰の強い横手式の農業として再構築できるかという視点が、私も大事だというふうに思う次第であります。その前提となるのは、断片的にも今まで幾度か答弁の中に盛り込んでおりましたけれども、横手市が得意とするさまざまな農業生産分野においても、その作目においても、ライバルは確実に多くあって、それは決して減ることはないということでもあります。企業の新規参入も含めてであります。安全・安心とか、そういう部分についての視点は、これは農業者だけでなく、企業においても相当の工夫をしながら、近年の消費者の志向に合うように、安全・安心を第一義として農業分野に参入する企業というのは、これからもっと出てくるものだと思う次第であります。

中国の問題を過大に評価してはいけない、必ず改善されて、日本の農業に対する大きな脅威として浮かび上がってくる時期は遠からず来るだろうというふうに私は思います。そういう中で、なおかつ少子・高齢、人口減少時代の到来は確実であります。それは、とりもなおさず胃袋が縮む時代という表現も当たるのかなと思います。そういう中で、食べていただく農産品をつくる農業というのは、まさにライバルだらけ、逆境の中にこれからもあり続けるだろうというふうに思います。そういう中で横手式の足腰の強い農業をつくるというのは、これは並大抵のことではないというのはおわかりいただけていることだと思います。したがって、今までの成功体験だとか、すばらしい実績の延長線上には、この地域の、農業だけではありません、すべてのこともそうかもしれませんが、未来の展望を開くことは、私は大変難しいというふうに思った次第であります。

新たな取り組み、言葉で言えばそういうことでもありますけれども、まるで視点を変えた取り組みを、農業者も、あるいは農業とかかわりのある多くの団体も、そして、それに付随する民間企業においても、まさに発想の転換というよりも、よって立つ基盤が、足元がまるで変わるんだというふうな意識を持たないと、私は横手の農業を再構築することは難しい、そのように思っている次第でございます。先進的な成功事例というのは、日本全国見てもそう多くないとは思いますが、しかし特異な、ユニークな、ああ、どうもこれからの時代に合うなという取り組みというのは散見されるわけありますので、私どもは、そういう事例に学びながら、まねるわけではなくて、その考え方、取り組む姿勢、方向性をよく学んで、私どもの地域の特色とうまくマッチさせる農業というものを目指さなければならない。そのためには、広範な農業関係団体との連携は今まで以上に求められるし、横手市においても、産業振興、農業振興としての政策の打ち方も、より独自のものが求められるだろうと。

従来、農業は米を主として、基本的には国が買い入れた時代があったわけでありまして。農家にとってはライバルはいなくて、みんな仲間でありました。協調していけばお互いがいい、ウイン・ウインの関係という表現がありますが、それでできた時代、過ごした時代、大変いい時代であったと思います。しかし今度は、今は、これからはそうはいかないなという思いを持っている次第でございます。ある意味

では、周りはすべてライバル、ある意味では、周りはすべて協力できる同業者であります。そういう意識を新たに持ちながら、横手の足腰の強い独自の農業、ほかと競っても一歩ぬきんで続けられる、そういう農業を目指すことができるかどうかにかかっているのではないかなと思います。

余分な話でありますけれども、議員は製造業、商業、小売業に携っている方でありますので、お取り扱いのご商売の中身の変身を見れば実感として共感していただける話ではないかなと思います。そういう視点を、私どもは国を見た農政ではなくて、足元とお客様を見据えた農業政策を横手から発信していくという不断の努力が求められているというふうに思っております。もっと言えば、私はそれしか生き残る道はないと思います。多様な試みがある中に出てきていいのではないかなと思っている次第であります。

お尋ねの2点目、下水道事業について3点お尋ねがございました。

1点目の普及率でございますけれども、下水道整備構想におきましては、平成26年度末の普及率につきまして、公共下水道、農業集落排水、浄化槽合わせて69%という計画を立てているところでございます。

この項の2つ目に、加入率は最低限どれくらい必要かというお尋ねがございました。現在、公共下水道では、料金収入で維持管理費100%、農業集落排水では70%を賄っておりますが、ともに資本費に充てるには至っておらないところであります。また、現在の料金体系では、100%の水洗化率でも経営的には難しいのが実情であります。今後、水洗化促進はもちろんでございますが、経費削減に努めながら、使用料を改定なども含めトータル的に考えてまいりたいと存じます。

この項の3点目について、厳しい財政状況下でどのように下水道の事業を進めるかというお尋ねがございました。もとよりこの下水道事業、公共水域の水質保全を目的といたしております。将来の子どもたち、孫たちに住みよい環境を残すため、事業をやめるわけにはいかないものと考えておるところでございます。しかし、当市の財政状況をかんがみれば、非常に厳しい状況下にありますので、今後、意向調査の結果を踏まえながら事業を進めてまいりたい、そのように考えている次第でございます。

大きい3番目に、庁舎建設についてのお尋ねがございました。

去る2月10日に提出いただきました新庁舎建設の是非を含む庁舎のあり方に関する提言書におきましては、本庁集約化の推進及び地域局機能の維持という一定の方向性が明示されたところであります。本庁集約の一手法である新庁舎建設の是非については、委員皆様のさまざまな提案、意見に基づいた両論併記となっており、今後、提言書において示された検討課題を基本といたしまして、当市行政機構の総体的なあり方について鋭意検討してまいりたいと思います。なお、自治区制廃止後の平成22年度より、新行政機構のもと効率的な行政運営を図るためには、方針の早急な明確化が必須と考えており、検討結果がまとまり次第、議会の皆様とも協議をしてまいります。

4番目のバイオディーゼル燃料事業についてでございます。

ご案内のとおり、平成20年10月20日から、環境に優しい地域づくり事業として、道の駅十字の隣接

地におきましてバイオディーゼル燃料精製施設が稼働いたしました。脱化石燃料の観点から植物由来燃料の利用拡大を図るものでございまして、事業系、一般家庭からの廃食用油の回収システムの構築、バイオディーゼル燃料を精製し、公用車両及び農業機械や施設への利活用実証を通して、住民への資源循環意識の高揚と二酸化炭素削減による地球温暖化防止にも寄与するものでございます。2月末現在、市内7カ所の学校給食センター、公立病院2カ所、横手清陵学院、十文字地区の3自治会600世帯から、9,800リットルの廃食用油を回収し、その精製量は約4,600リットルとなっております。二酸化炭素削減量は、50年生杉に換算しますと、約850本ほど植林したものと同程度の効果があるとのことであります。現在、公用車両3台、堆肥センターのタイヤローダー2台、実験農場のハウス暖房機での冬期実証を行っており、低温流動性の問題等もクリアしながら利用推進を図ってまいります。今後は、春からの営農組織等の農業機械への試験的な利用を初めとして、精製された燃料の性状分析等を行い、主に農業機械や施設等への利用の促進と、廃食用油の回収組織の拡大に結びついていくよう事業推進を図ってまいりたいと思います。

以上であります。

○田中敏雄 議長 上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 先ほど、議員のほうから加入率の件のお話がありました。若干、私のほうからもご説明を申し上げます。

水洗化率でございますが、当方の水洗化率が64.4%となっております。全国的には93%台、それから秋田県でも、全国的には秋田県も全国の中では低いほうなんです、これが74%、それから当市が、これは19年度末ですけれども64.4%ということでございまして、ご利用いただける中で、64%の方しかご利用いただいていないという状況になっております。先ほど来市長から申し上げましたけれども、この加入が100%でもなかなか全体的にペイするような状況になっていないというふうなお話も申し上げておまして、この64%台ではちょっとお話にならないということで、我々も23年度までに70%あたりまで、なおかつ、それを早目に達成できるようにキャンペーン等を実施しておるわけでございます。

ただ、なかなか、この最近の状況を見ましても大変伸び悩んでいるというのが率直な状況でございます。特に、高齢化世帯を中心になかなか接続してもらえない部分があるということも承知しております。上下水道部一体となって、この方向に向けていろいろ、個別訪問も実施しながら頑張っているところですが、そのほかにも、地域局の区長さんを初め、維持課を中心に区長さんを先頭に頑張っているというような状況にもなっております。いずれ、この水洗化の普及が向上しませんが、全体的な経営に及ぼす影響というのも高いということでございまして、さらに、このキャンペーンの内容、実際の加入できない理由がどこら辺のところにあるのか、そこら辺も含めて分析しながら、効果的な手をこの後打っていききたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○田中敏雄 議長 5番菅議員。

○5番(菅篤司議員) 市長からは、本当に、1番につきまして丁寧にお答えいただきましてありがとう

ございました。やはり、いち早い景気の回復と横手農業の確立に尽きることだと思います。市当局におかれましても、その実現に向けて着実に前進されることをご期待いたしたいと思います。

下水道についてですが、それにおきましても、本当にここに来ましますます大変な状況の中で事業を進めていかなければなりません。横手市の生活排水事業の進展にご尽力くださいますよう、心から願うものであります。以上の2つについては、答弁は要りません。

3つ目の庁舎建設について、少しお尋ねいたします。

一昨日、提言書を配付していただきましたが、私なりに感じたことを申し上げますと、庁舎建設の是非についてですが、反対、推進それぞれの意見がございます。反対の主な理由として、市の財政力の不安、多額の建設コストによる市民サービスの低下の懸念、行財政改革で、本庁一本化は既存庁舎で対応可能などが挙げられております。また、推進の意見としては、既存庁舎の建てかえコスト削減、合併特例債の活用が可能、将来的に新庁舎の必要性が高まるなどがあります。どちらの意見も、本当に引くに引けない、議論され、考え尽くされた提言であると感服しているところでございます。私も、建てないで済むものならばどんなに市の財政にとって助かるだろうか、むしろその方向で本庁一本化を進めるべきではないだろうかという思いと、今の建物でいつまでもつだろうか、特例債の活用が可能ならうちに建てたほうがコストの削減につながるのではないかという思いの半々の気持ちが正直なところでございます。

そういった中で、1つだけお聞きしておきたいと思います。建設するかしないかは今後の協議だと思いますが、建設事業費の大まかな試算はされていることだと思います。おおよその事業費の額と、その捻出の見込みについてお尋ねいたしたいと思います。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 もし建設するとすれば事業費は幾らなのか、その財源はというお尋ねだと思いますが、規模も場所も全然まだ白紙のような状態ですので、その総事業費というのはまだ算定しておらないのが現実でございます。

それから、財源についても、庁舎建設の場合は国の補助金が全然ございません。もし今の横手市の状態で有利な財源を考えれば、特例債を活用するのが現実的なのかなと思います。ただ、庁舎建設の場合、庁舎建設面積のすべてに特例債が適用になるというシステムではございません。庁舎建設の場合、起債が充当になる面積は、市の人口を柱にしまして職員1人当たり何平米、議員の皆さん1人当たり何平米、会議室は何平米までが起債の充当になると、現実的な面積を考えれば、全国的に庁舎がいろいろ建設されておるわけなんです、それではとても間に合わない、ということは、特例債を利用した場合、一般財源が約33%必要なわけなんです、それ以上に一般財源が必要になるということになりまして、多額な費用がかかるということになるろうかと思っております。

○田中敏雄 議長 5番。

○5番（菅篤司議員） ありがとうございました。

それでは、最後のバイオディーゼルの件ですけれども、昨日の一般質問で、佐藤清春議員から大雄堆肥センターの質問もあったところではありますが、このような事業はなかなか効果が見えにくく、多くの市民や利用者の皆さんの事業に対する理解と協力が不可欠であるように思います。そして、市の根気強い推進はもちろんですが、事業のさらなる拡大をご期待いたしまして、答弁は結構です、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

◇ 堀 田 賢 逸 議 員

○田中敏雄 議長 19番堀田賢逸議員に発言を許可いたします。

19番堀田賢逸議員。

【19番（堀田賢逸議員）登壇】

○19番（堀田賢逸議員） おはようございます。会派ニューウェーブの堀田賢逸であります。

合併してから4年目、ことしも30名ほどの方の定年退職が予想されています。退職なされる方々には、長い間大変ご苦労さまでした。そして大変お世話になりました。これからも健康に留意されまして有意義な人生を送っていただきたいと思っております。また、定年退職に比べて採用は7名ほどですので、4年間でかなりの合併効果があったのではないかと考えています。職員が多くいるこの期間とはいえ、多くの分野で整理、統合など、一体化する仕事が加速しているように見えて、大変喜ばしい限りだと思っております。今後も、市民から、住んでよかったと言われるような行政を目指して改革を進めてほしいと思います。

さて、議会改革の動きの一つに、議会本会議のテレビ生中継があります。生中継は、去年の12月議会から、7つの地域局で映像をごらんできるようになりました。山内地域だけは公民館でごらんできます。このほかにも、横手病院、大森病院、大森の図書館、平鹿生涯学習センターなどでもごらんいただけます。市民の皆様には、横手市議会の議場の様子が映像で見られることになり、議会を少しでも身近に感じていただけると幸いです。しかし、おととい、一般質問初日、思わぬ出来事があり、午後の一般質問が予定時間に始まらないことになりました。今日も、なぜか開始が15分ばかり遅くなりました。こんなとき、傍聴者やテレビをごらんになっている方々は、何があったのかということではいらされたのではないかと思います。こんなとき、テレビに、ただ休憩中の文字を流すだけでなく、なぜ休憩になったのか、この後の予定はどうなっているのか、大まかな事情を報告するのが市民に対する配慮ではないかと考えましたので、ご一考をお願いしたいと思います。それでは、通告に従いまして質問をいたします。

最初に、森林組合とスギニカの事業にとってペレットストーブが役に立たないかということでもあります。昨日ですか、割りばしや防雪柵の話も出ましたけれども、私は平成18年9月議会で、ペレットストーブについて一般質問をしております。質問では、横手市に森林面積3万7,389ヘクタールあり、この

森林を利用してペレットをつくり、学校関係のボイラーや給食施設のボイラーに使うことによって、工場生産も軌道に乗ることが考えられるというものでした。この質問に対して、答弁は、横手森林組合でも横手地域の資源が使えるかどうか検討している。その上で、コスト面で他県と比べて遜色がなければ、雇用につながるので十分検討してまいりたいというものでした。具体的にどのような検討をしたのか、その結果をお聞かせください。

現在、森林組合ではスギニカへの売掛金2億9,000万円、貸付金5,200万円、立替金約2,000万円、合わせて3億6,300万円ほどであります。スギニカでもものが売れなかったからこの結果になったと思います。スギニカでは、加工したものが売れなかったのか、それとも原木で残っているのか、加工した残りの部分やおがくずなどは販売になったのか、お聞かせください。

また、この問題を解決するには一年じゅう売れる商品をつくらなければなりません。売れる商品の一つに、ペレットが考えられます。環境省では、地域協議会民生用機器導入促進事業として5つある事業のうち1つに、家庭などで利用可能な木質ペレットストーブなどのバイオマス燃料の燃料機器を、地域にまとめて導入する地域協議会の事業を支援しています。21年度予算は3億4,000万円であります。この事業を利用する考えはないのか質問いたします。

次に、カットリング普及について市の立場は、であります。

施政方針の中で、市長は、基幹産業である農業を基本として活力あふれる町の実現を目指すとし、つくる農業から売れる農業への転換の取り組みを挙げておられます。また、市長はかなりの日数あちこちを回って宣伝に努めておられることに対して敬意を表したいと思います。少しでもこれがよい結果になることを念じております。

さて、皆さんご存じのように、横手市におけるリンゴ栽培は、明治8年に西洋果樹の苗木を試作したときに始まります。明治9年には、旧醍醐村の伊藤謙吉がみずからの敷地に食物自由試験場を開設し、リンゴを初め多くの果樹を試作しました。明治12年以降、石川理紀之助などにより、リンゴの品種特性を話し合うリンゴ品定めが県北、中央、県南の3カ所で開催され、リンゴ栽培の機運が高まりました。昭和4年には、これまでの品種に比べ、食味のすぐれたゴールデンデリシャスが導入されました。この年、平鹿郡果樹出荷組合により県外出荷が始まっております。昭和32年に秋田県果樹試験場が平鹿町醍醐に開設されました。今年で52年となっております。

開設後、直ちに取り組んだ研究が無袋栽培の確立です。この研究の成果により、ゴールデンデリシャスの無袋栽培を全国に先駆けて行い、これがもととなり、すべての品種の無袋栽培を可能にしました。果樹試験場では開場以来、後継者育成に力を注ぎ、これまでに育てた人数は290名を超え、現在も毎年7人ほどの後継者の育成を行っております。しかし、リンゴを初めとして果物の消費は減少傾向を示しております。これには大きく2つの理由があるとされています。1つは、お菓子や清涼飲料水に消費が傾いている、そして、もう一つは、果物を食べるのは面倒だ、具体的には、ナイフが使えない、ごみが出ると言われております。

一方、果物の摂取は疫学的にも健康維持の効果があるとされ、農林水産省も1日に200グラムの摂取を強力に推進しております。そこで、生ごみが出ず、ナイフの使用も必要ないカットリングをつくり販売し、リンゴを食べることに関心のない消費者の新たな掘り起こしをしようとする取り組みがあります。このような場合、横手市としてはどのような応援ができるのか、その考えをお聞かせください。

次に、国産原材料の新たな供給連鎖の構築について、市はどのような考えを持っているかであります。国産原材料の新たな供給連鎖の構築の内容は、1、中間業者の育成・確保、2、生産・流通体制の再構築、(1)として、供給連鎖の構築のための取り組み支援、(2)として、食品製造業者等の国産原材料調達の円滑化が主なもので、農林水産省では平成21年度から始めることになっております。具体的には、加工業務用品種の適応性試験、それから、低コスト、多機能選果ライン整備、昨日1番議員さんから出ました規格外野菜カットなどもそれに該当するのではないかと考えております。このようなことがあるようですが、横手市としては、このような事業に対してどのようなスタンスで臨むのかお聞かせください。

次に、公民館の使用についてであります。

公民館は旧市町村に、合わせて28あります。各自それぞれ公民館の歴史があり、特色ある行事や勉強会、交流会などが行われ、市民の憩いの場、研修の場、交流の場となっているのは大変すばらしいことだと思っております。合併してからはどこの公民館でも利用できることになったことから、利用条件の違いが指摘されるようになりました。施設の建設年度の違い、収容力の大小、そして利用料の減免などから利用条件が違うようではありますが、公民館の利用に関して、横手市全体で統一した方向にはできないものかお伺いいたします。

公民館利用の利用料、手数料についてですが、当日、または翌日納入できるところとできないところがあるようです。公民館利用はグループ利用が多く、グループのお金は早く納めたいのが常であります。この点、どうなっているのかお聞かせください。

次に、公契約条例を制定する考えはないかであります。

横手市議会では平成19年9月21日、田中敏雄議長名で意見書を出しております。そのタイトルは、「公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書」であります。

内容は、1つ、公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう公契約法の制定を検討すること、2つ、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の附帯決議事項の実効ある施策を図ることの2つであります。このことからわかるように、公平で公正な入札、契約制度を確立することで、最良の品質が最適な価格基準で確保され、それによって市の経済の活性化を図ることができます。その会社で働く労働者は生活できるだけの賃金をもらうこととありますし、会社は、その仕事をすることで地域社会への貢献と誇りを手に入れることだと思っております。このようなことから、市長は公契約条例を制定するべきだと思っておりますが、その考えはないのかお伺いいたします。

最後であります、公金の取り扱いについて、このタイトルがちょっとまずかったかもわかりません

が、増田地域局の市税不適切処理の件で質問をいたします。この件については多くの同僚議員から質問がありましたので、私の質問は簡単にしたいと思います。

どこの社会でも、どんな職場でも犯罪を犯す人はいますし、そのこと自体はそんなに驚くには値しない。しかし、2年もの間わからなかったということが不自然である。こんなに長期間、犯罪を犯し続けることができることこそ問題であると思います。そして、このシステムを改善しようということで、1月29日、市が提示した改善策の中に、1つ、窓口収納の領収印は個々のものを使用するよう指導する、2つ、日々の日計表は管理職において現金、OCR、納付書の確認と日計表の決裁を行うとありました。この改善策を見てわかるように、このような基本的なことが行われていなかった、このこと自体が信じられないのであります。増田地域局での市税の扱いは、金融機関としての厳しさが全然感じられない。ちまたでは、よく冗談で、2回は請求しないよなどと話をしますけれども、横手市役所ではたまたま2回請求することがあるから、領収書は大切にしまっておきなさいと言わなければならないとは大変な問題だと私は思うのであります。そういうわけで、以下2点について提案するので、市長の見解をお聞かせください。

1つ、幾ら信頼できる人であっても、人には勘違いや間違いはあるわけだから、相手の処理をうのみにならずに点検する必要があると思います。それが管理者の仕事だと思うがどうでしょうか。2つ目として、8つの地域局にそれぞれ徴税担当課長がいるわけですので、何カ月かに1回、数日それぞれを交代させ、点検するようにしたらどうか。少々酷な提案とは思いますが、市民の不満、不安を取り除くためには仕方がないことだと思います。

以上、壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございます。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目の産業振興につきましてであります。

その中の森林組合とスギニカに関するペレットストーブのご提案でございましたけれども、県内での木質バイオマスの利用の状況につきましては、林地残材の一部がチップ加工され、ボードや製紙に利用されているほか、製紙産業で発生するのこくずは、家畜の敷料やキノコの菌床栽培用として利用されているところでございます。県では、昨今の原油高騰と地域内資源の有効活用という観点から、木質ペレットの活用推進策としてペレットストーブのモニター事業を行うなど、積極的に利用しようとする取り組みが開始されております。県南木材高度加工協同組合でも、原木の加工に伴うのこくずや端材が発生しておりますが、ボイラー燃料として活用が図られており、樹皮については県外業者に売り渡していると聞いておりますので、ペレット原料の調達や製造機器の設置などを考えますと、ペレット製造の事業化については、早急に実施することは難しいものと考えております。山には間伐材や枝葉も大量に放置されており、これらを有効に活用できる取り組みも重要と考えますが、搬出に伴うコスト等の問題などから、利用についてはなかなか進んでいない状況にございます。市といたしましては、林地残材のみな

らず、シイタケ栽培の廃菌床などの木質資源の有効活用を図るため、ペレット化など、燃料としての利用の可能性に向けても検討してまいりたいと考えているところでございます。

この項の2つ目、カットリングについてのお尋ねがございました。

市内におきましては、おものがわ夢工房におきましてカットリングの取り組み事例がございます。県外においては、長野や青森県などで見られるような、企業による製造販売の情報は、県内においてはないうところがございます。付加価値をつける販売として有効な方法だというふうには思いますが、変色などの品質劣化や加工方法、販売先など、さまざまな問題点もあるようであります。今後、要望のある個人や組織の情報収集に努め、先進地事例を参考にした上で、市主要農産物でありますリングの販売消費拡大対策の一環として、技術的、市場的な側面から調査検討を重ねてまいりたいと思います。

この項の3点目に、供給連鎖、サプライチェーンの構築についてのお尋ねがございました。

国産原材料の新たな供給連鎖の構築につきましては、加工業務用需要における国産原材料の拡大を促進するために平成21年1月に農林水産省より出された対策で、民間団体や生産団体が、人材育成研修や安全性確保に向けたガイドラインの作成、生産・流通の取り組みなどに対して支援する補助事業でございます。自給率向上対策が進められている中で、秋田県の地場産食材利用率は22.4%で、東北最下位に位置し、横手市としても、地場産農産物消費拡大対策が喫緊の課題であります。市内法人や事業者が、加工業務用のために国産原材料や地場産農産物の需要拡大を図る上では大変有効な事業であると考えますので、マーケティング推進とあわせ、どのように活用し推進すべきかを検討してまいりたいと思います。

2点目の公民館の使用については、教育長のほうから答弁をしていただきます。

3点目の公契約条例を制定する考えはないかについてでございます。

公契約条例の趣旨といたしましては、公共事業の現場で働く労働者に対して、厳しい不況を背景として公共事業のダンピング受注が全国で頻発し、建設産業における賃金、下請単価の切り下げが問題になる中、労働者の賃金等を条例で保証しようとするものと考えます。国際的には、1949年に国際労働機関により条例が採択されておりますが、日本はこの条例を批准しておりません。全国的な流れとしましては、国では、現在公契約法が制定されておらず、全国の自治体でも公契約条例が制定された例はないようではありますが、制定に向けて、検討委員会などを立ち上げている自治体はあるようであります。ただ、最低賃金法に定められた最低賃金と条例に定める賃金との関係や、使用者である事業者と労働者という民間同士の契約に、行政がどこまで立ち入ることができるのかなどの問題点はあるのではないかと考えます。総合評価落札方式の導入や低入札価格調査制度、最低制限価格制度の設定により、下請や労働者へのしわ寄せを生じないようにすることができるものと考えておりますので、現在のところ、公契約条例の制定は予定いたしておらないところであります。

通常より著しく低い価格で受注するダンピング受注は、公共工事の品質の確保への支障や、下請及び労働者へのしわ寄せが生じかねないことなどから、横手市では、平成17年10月から、設計金額1,500万

円未満については最低制限価格、設計金額1,500万円以上については低入札価格調査基準額を設定して運用してまいりましたが、安値受注が続いたことから、平成19年11月から一般土木、建築一式、舗装工事については、これまでの設計金額1,500万円未満から、設計金額4,000万円未満まで最低制限価格の適用範囲を拡大いたしました。また、さらなるダンピング対策として、低入札価格調査基準額、最低制限価格について国土交通省の基準に準じた見直しを行い、平成20年6月1日以降、指名または新たに工事概要書を市ホームページで公表した工事について適用しております。平成20年10月からは、低入札価格調査における自動失格基準額の変更を行っております。見直し前と見直し後の落札率を比較いたしますと、一般土木工事については67.99%が79.47%に上昇し、建築一式工事については79.39%が80.95%と、わずかながら上昇しております。今後は、必要に応じてさらなるダンピング対策を図り、下請や労働者へのしわ寄せを生じることなく、公共工事の品質確保に努めてまいりたいと思います。

4番目の公金の取り扱いについてのお尋ねがございました。

増田地域局で発生しました市税の収納にかかわる不適正処理について、約2年間にわたり不正の実態を発見できなかった理由としましては、当人が不適正処理の発覚を逃れるため、督促状及び催告書の発行停止や収納システムの経過記録欄に納税課職員が当該納税者との接触をしなくてもいい内容の虚偽の記述など、例えば納税交渉中などではありますが、巧妙に意図的に行われたことが挙げられます。また、これらを見抜けなかったチェック管理体制にも問題があったものと考えており、督促状の停止措置については、メールでの報告を文書方式に改め、同時に、領収書の写しの添付を義務づけ、納付確認については、1週間以内での確認・検証作業を終えるよう改めております。また、現金及び納付書の抜き取りを防止する対策としましては、職員を1人にさせない工夫や複数人でチェック可能な体制を心がけ、さらには、収納日誌や日計表などを管理職が毎日決裁することなどを決め、実施しているところであります。

地域局や各施設の窓口で納付されました公金につきましては、会計管理者にかわり、出納員や現金取扱員が扱うこととなっており、これまでも原則として、当日あるいは翌日に納付書と現金を確認の上、金融機関に納入することとしておりましたが、その詳細な取り扱いについては統一がなされておらなかったものであります。今回の反省に立って、市税などを初め公金収納の統一したマニュアル作成のため、納税課においては、市税等窓口納付申出書の導入や収納日誌の改善など再発防止に向けた取り組みを試行しており、来年、新年度早々には公金を扱う職員への研修を実施するなど、再発防止に向けた対策を講じてまいりますので、ご理解をくださいますようお願いいたします。なお、具体的な提案がございました点につきましては担当部長のほうから答弁をさせたいと思います。

以上であります。

○田中敏雄 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 公民館の使用についてのお尋ねがございました。

公民館における使用料や使用料の減免などの利用条件の統一につきましては、現在、教育委員会内で鋭意検討を重ねているところであります。昨日、一昨日にも共通するお尋ねがありお答えいたしました。公民館の中には、建設時の補助金等の関係から、市長部局の施設として設置条例を定めて使用料を規定しているところも多くあるため、今後は、関係部署とも協議を図りながら、利用する市民の立場に立った利用条件の整備を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

なお、使用料納入期日の違いについては担当部長のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

○田中敏雄 議長 教育総務部長。

○田口春久 教育総務部長 利用料金の納入期日についてご質問がございました。

議員お話しの中にありましたように、公民館は公民館設置条例に基づきまして28館置かれてございます。その中で、公民館設置条例の中で、利用料金について規定してあるものが13館でございます。13館の中でも、職員が常駐している公民館もございまして、常駐していない公民館もございまして、また、夜間等は管理をお願いしているというような状況もございまして、確かに、利用されてすぐに料金を納めるというのは非常に便利なことだと思います。ただ、そういうふうな条件がございまして、そこら辺も、今後果たしてそういうふうな形で対応できるのかできないのか、そこら辺も含めまして検討させていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 議員には具体的なお提言をいただきまして、まことにありがとうございます。その内容につきましては、点検に関する事、あるいは二、三カ月で担当の課長を移動させ、ローテーションさせてはどうかと、そういう内容だったと思います。

まず、点検につきましては、言われるべくもなく最も大切なことだろうと思っております。その点検の仕方等について、どのような方法があるのかいろいろ検討しておりますが、まず、できる方法を採用して行っております。その後も日々検証しまして、よりよい点検の方法を考えるべく準備しておるところでございます。

また、数カ月で担当課長をローテーションさせてはどうかということに関しては、大変難しい面があるのかなと思っておりますが、今、実際に行っておりますのは、この公金問題が発生した後、納税課のほうで月1回、日にちを定めなくて、担当も定めなくて、チェックリストを作成した上で各地域局に、いわゆる点検といえいいか、それを行っております。それも、果たしてこのような点検でいいのか悪いのか、いずれ、試行した段階でよりよい防止策を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願申し上げます。

○田中敏雄 議長 19番堀田議員。

○19番(堀田賢逸議員) 今の問題ですけれども、まず、ローテーションということで部長が話されましたけれども、私が言っているのは、8地域局があるので、人事異動をするというんじゃなくて、たま

たま2日とか1日とか、担当の課長がたまたまそのとき行くと、そういうようにすれば、8つあるからちょうど偶数で非常に能率がいいんじゃないかと。これは、不正処理の件数を見れば、19年度が18人、20年度が71人と、まず4倍に急に増えている状態ですね。ということは、なるべく早く発見しておけば、この人もそんなにひどい目に遭わなくて済んだとも思いますけれども、どんどん増えていったというのが大変だから、今、部長が言ったように、抜き打ち検査は非常に効果があると思いますけれども、だれも行かないというよりも、やっぱり担当の課長が一番内容もわかっていると思いますので、そこら辺、行ったらどうかということですが、そこら辺どうでしょうか。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ご提言ありがとうございます。

先ほど申し上げましたとおり、議員が今ご提言されたものをだめだと否定するわけではございませんので、よろしく願い申し上げます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、納税課のほうで月1回、日にちを定めなくてチェックする体制を試行しまして、それがどういう効果があるのかないのか、大至急検証しまして、それで、もしだめだった場合はどのような方法がとれるのかどうか、その際に考えてみたいと思いますのでよろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 19番。

○19番（堀田賢逸議員） 一度ペレットストーブの件、ちょっと質問したいと思います。

私が前に質問した当時と違って、現在では北秋田とか潟上のほうにペレット工場ができて、県内で、今、市長が話されましたように、ペレットストーブがある程度の普及、県のほうでも応援していますので普及してきたと思います。ただ、卵が先か鶏が先かというのと同じように、工場が先かペレットストーブが先かというような感じで、まず、ペレットを買いに行くところが、例えば、潟上までここから行くとすれば大変ですし、なるべく近くにあれば普及する。現在、例えば、灯油などは若干、今、余り前みたいに高くはなっていませんけれども、ある程度落ち着いているわけですが、必ず、これはまた高くなると私は思います。

それから、環境保全や環境のサイクルなどで間伐をすると、せんだって、議員の中にも山を持っている人がいるということでちょっと話を聞きましたけれども、余り自分の山にもなかなか行けないということもちょっと聞いたわけですが、そういうところ、例えばリンゴでいきますと、リンゴの木は、剪定すると全部、ほとんど燃やしてしまう。できれば燃やしたくないわけで、それを持っていくということになれば自分で多分持つていくことになると思いますし、運搬の費用は、まずコストはかからないと思いますが、それで市長は、森林組合の問題の解決のために私はこれを一応提案しているわけで、ただ、お金を森林組合のほうに貸すとか、出資するとか、それでなくて何か事業、要するに売れるものをつくってそれで会社のほうを回していくと、そういうような格好にすれば長期の展望が開けてくる。横手市でもボイラーにする、例えば、学校とか給食センターなどもいろいろこれから変わってくると思いますし、そのときに、ペレット対応のボイラーにするということで、ここにそういうような間接的な支

援になるんじゃないかと思いますが、森林組合の問題を解決する方法の一つとして私は話をしているつもりですけれども、市長はそこら辺どのように考えているのか、森林組合の問題をどのように解決するのかということの視点から話をお聞かせください。お願いします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 森林組合の経営改善につきましては幾度かお話申し上げていますが、従来と同じように、山の手入れ、点検、間伐等々の主たる業務にいそしむことがこれからもできれば、改善するというふうに理解いたしております。新たな事業に着手しなければ改善も望めないという状況にあるとは思っておらないところであります、森林組合については。ただ、森林組合もこれからどのような方向を目指すか、経営再建とまた違った意味で、どのような方向を目指すかということについてのお話は特段伺ったことがございません。安定的に、地域における森林行政の大きな一翼を担っていただいているわけでありましたが、それを持続的にしてもらい、やってもらいするためにも、あるいは木材資源の活用という面からも、森林組合がそういうふうなお考えがあるかどうかは、ぜひ聞いてみたいというふうに思っています。そういうことで、資源循環のまちづくりの一環としての取り組みを、これからも森林組合等々との協議の中でしてまいりたいと思います。

○田中敏雄 議長 19番堀田議員。

○19番（堀田賢逸議員） それでは、公民館のことについて再質問させていただきます。

公民館の名称ですけれども、例えば、増田のふれあいプラザというのがありまして、このふれあいプラザの中には、生涯学習センターやまんが美術館、郷土資料館、増田図書館、そして増田地域センターと、これらが入っていると市民ガイドブックには書いております。市民ガイドブックの中には公民館というようには書いていないようでしたけれども、こう見てみれば、それから、例えば平鹿町の生涯学習センター、平鹿生涯学習センターとありますけれども、これは普通、その後に（旧平鹿町中央公民館）と書くように、どうも名称が非常にわかりづらい。まず、市民から見れば、今、教育長が話されたように補助金とかいろいろあると思いますけれども、市民はそんなのは全然関係ないのでありまして、わかりやすい施設の名称というのがあれば、大変、利用する市民にとっては便利だと思いますけれども、そこら辺の、施設の名称が統一できないものかお聞かせ願いたいと思います。

○田中敏雄 議長 教育総務部長。

○田口春久 教育総務部長 ただいまの名称の統一ということについてお答えいたします。

先ほど教育長の答弁にもございましたが、公民館28館につきましては、それぞれ知恵を絞って建てた施設もございまして、先ほど13館が公民館設置条例の中での料金規定がしてありまして、残り15館につきましては、多くは旧市町村の段階で知恵を絞って建物を確保したものだと思っております。議員おっしゃるとおりだと思っております。その中で、確かに補助金的な制約等がございまして、今はこのような形になっているのかなと思っております。ところでございまして、名称等、市民の皆様から見ますと、確かにばらばらな感じというようなこと、公民館ということでは28館については名前は挙がっております

が、条例上でも規定してございます。そういったことで、ただ、そこら辺の、一番大事なところは市民の皆様がいかにかわりやすいかということだと思っております。この件に関しては、市長にも、そういうふうなことで検討するよにといふようなことは指示されてございます。今後とも、早々に検討させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 19番。

○19番（堀田賢逸議員） 今の問題で、市長部局のほうからも答弁をお願いします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 公民館ですけれども、日本が復興するときに、地域の拠点として非常に大きな役割を果たしてまいりました。ただ、社会教育法が何年だったか前に改正されまして、例えば、公民館の位置づけも設置当初と法律上でも違ってきています。例えば、公民館審議会委員は、前の法律では必置規定でありましたが、現在は必置にはなっておりません。

それから、公民館の建設にも、法律ではいろんな支援をするというふうに書いてありますが、公民館の建設にも、前は文科省から補助金が出ておりましたが、現在は公民館建設に対する補助も一切ございません。合併前の横手市では、公民館の建設というものはやめていました。何を建設したかといいますと、公民館のかわりに交流施設というものを、国の助成措置なども活用しながら交流施設というものを建設して、要は公民館と同じような使い方のできるものということで工夫してまいりました。

恐らく、今後、公民館の改築などに当たっては、公民館建設の補助は今ございませんので、市として有利な形で建てることになると、先ほど教育総務部長もおっしゃいましたとおり、公民館という形ではなくて建てざるを得なくなるのではないかなというふうに思います。ですので、先ほど教育総務部長も言いましたとおり、市長の指示も受けまして、今後、その公民館という、公民館が一番わかりやすいわけではあります、今後のことも考えながら、公民館というものが、仮にもっとわかりやすいものがあるとすればそういうものを模索して、基本的にはその名称もであります、市民の皆さんが利用しやすいものがしっかり確保できる形でいろいろ取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 19番。

○19番（堀田賢逸議員） 以上で終わります。どうもありがとうございました。

○田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

午後の再開時間は1時10分といたします。

午前 11時43分 休憩

午後 1時10分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 齋藤光司議員

○田中敏雄 議長 16番齋藤光司議員に発言を許可いたします。

16番齋藤光司議員。

【16番（齋藤光司議員）登壇】

○16番（齋藤光司議員） 会派朝日の齋藤光司です。

今回、聞いていて、よりわかりやすいということを心がけて質問をいたしたいと思います。今回は3点の通告をしております。要旨を申し上げます、1つ目は森林組合の出資、貸付金に対する質問は、私たち市民が、頑張ってくれという思いで横手森林組合に出資している私たちの4,200万円が今危うくなっております。そういった経営内容の森林組合に、再建のためという理由で新たに5年間で2,131万円を出資し、なおかつ、要望では年間5,000万円だったけれども、それを4,500万円に1割カットをして、5年間合計で2億2,500万円を貸し出そうとする市長案に、いま一度慎重になるべきだという思いからの質問であります。

2つ目、雇用政策についての質問は、今回の不況、雇用調整は長くなる、そう思われます。その対策も多岐にわたり、その中で、継続をして市としての事業を行っていくためには市独自の財源を見つけるべきだろうと、そういう点と、人口減少が著しいこの地で、ここで生きたい、住み続けたいという子どもたちに、どのようにして5年後、10年後、仕事を与えていくのかという質問であります。

3つ目、国民健康保険についての質問は、生きる中で最後の医療のとりで、国民健康保険が、国保の制度上の取り決めで、今の経済状況の中で大変な問題が予想されます。その中で、加入者である市民が今の懐で払える国保税を維持していくには、市の一般財源による支援が必要不可欠ではないかという質問であります。以上が質問の要旨であります。

それでは、通告どおりお尋ねをいたしてまいります。

1、森林組合に対する出資、貸付金について。

森林組合の最大出資者として、森林組合理事者に経営責任も結果責任も問うことなく、また、確かめることなく出資、貸し出しを実行するということが、社会的なルールの中ではモラルハザードにならないのか。

2、雇用政策について。

長期化するであろう経済不況の中で、国・県との相乗りの部分、また、独自の経済雇用対策を継続するための財源を、余裕のない市の財布の中で市はどこに求めようとするのか。また、大きな財源を食う学校統合の中で、統合のその主たる目的である生きる力をつけたこの地の子どもたちに、どのようにして将来において職を与えていくのか。

3、国民健康保険について。

現在の国保のシステム上、100年に一度の不況の中、当市でも職を失った多くの世帯が社保から国保へ移行するものと考えられます。収入激減で、払いたくとも払えない世帯が数多く出てくるものと予測

されますが、その対応をどうしていくのか。市民全体の中で加入者は現在約3割であります。退職をし、高齢になれば必ずこの国保の世話になる保険システムの中で、セーフティーネットをしっかりと守るという立場の中で、法定外の一般会計からの財源繰り入れが必要ではないか、考えを伺います。

以上3点、壇上から質問をさせていただきます。

今回は、見て、また聞いている人たちによくわかってもらうよう、一問一答方式の質問を数多く用意をしてありますので、答弁を簡単明瞭にお願いします。

以上、壇上からの質問といたします。ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 お尋ねが3点ございましたけれども、まず1点目でございますけれども、森林組合に対する出資、貸し付けについてお尋ねがございました。

昨年5月に、森林組合総代会におきまして決定された改善計画では確実な改善には結びつかないということで、再度検討が進められている中で代表者が代わったところございまして、9月に就任した現在の横手市森林組合の代表理事組合長及び役員のもとで、新たな経営改善計画で横手市森林組合の再建は可能との判断に基づいて頑張っていこうとしていると思います。経営再建を実現することこそが最大の経営責任を果たすことであるとの意思を尊重いたしまして、行政の立場として、確実に組合の再建がかなうよう支援をしてまいりたいというふうに思っている次第でございます。なお、ご質問の中にございました4,500万円の1年を区切りとする1年未満での貸し付けでございますが、これは、向こう5年間連続して貸し付けることを約束したことは一度もございません。

2つ目の雇用政策についてであります。

現在、経済雇用対策関連の財源と見込んでおりますのは、国の緊急雇用対策交付金事業として今年度から3年間にわたって実施される分と、普通交付税において、平成21年度から2年間にわたって加算される地域雇用創出推進費を予定しているところであります。ただ、さらに、この先においても状況に応じた経済雇用対策は必要と思われれます。その場合においても、経済雇用対策は市のみではなかなか難しいと考えておりますので、国や県にも追加の経済支援対策を要望しながら、市としましては、行政改革を推進しながら予算をいろいろやりくりして対応したいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

この項の2つ目に、現在の急激な不況により緊急の経済雇用対策を実施しているわけですが、中長期的な雇用問題については、引き続き、さまざまな業種において雇用につながる事業を実施していかなければならないと思っております。製造業につきましては、市内企業の受注に結びつく活動を支援しておりますし、農業におきましても、新規就農支援のための制度を準備いたしております。また、地元製品の販売や加工業を支援することも実施いたしております。これらを粘り強く実施して、雇用に結びつけられればと考えているところであります。新たに雇用を増やすためには、企業誘致も引き続き重

要であると考えております。なかなか成果に結びつかないので厳しい状況が続いているわけですが、これまでの活動で企業とのつながりも増えておりますので、少ない機会を逸することなく、新年度も、景気回復時には素早い行動ができるよう、引き続き情報収集に努めて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

この項の子どもたちにかかわる部分については、教育長から答弁していただきます。

大きい3番の国民健康保険についてでございます。

国民健康保険では、加入している世帯が大幅な収入の減少や災害に見舞われた場合、申請により、国民健康保険税の減免措置を講じております。なお、減免が多額になれば国保税の収入は減少することとなり、平成19年度は38件、350万円、今年度は、現時点で49件、525万円に増加いたしております。さらに、現在の厳しい経済情勢のもとでは、被保険者の負担軽減のために一般会計からの法定外繰り入れが必要ではないかというお尋ねであります。国保税率を決定する6月議会までに、平成20年度の医療費や決算の状況、後期高齢者支援金等の確定により必要とされる国保税が積算された段階で、被保険者の負担を考慮し、総合的に検討してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

以上であります。

○田中敏雄 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 議員お尋ねの趣旨は、後段の職業の場をどういうふうに求めていくかということであろうと思いましたが、今、小・中学校でどのような、それに関する、要するにキャリア教育に関することが行われているかというところを私のほうから述べさせていただきたいと思えます。

公民としての資質の基礎を養うということを目的とする小・中学校では、児童・生徒一人一人の職業観や勤労観の育成をねらいとして、教科横断的なキャリア教育を行っております。その取り組みについては、児童・生徒の発達段階を踏まえ、キャリア発達にかかわる能力や態度の到達目標を明確にして、小・中学校におけるキャリアに関する学習というのは、主に地域探検だとか、職業人へのインタビュー、職場体験などの実践的かつ体験的な学習活動を通し、職業や仕事について、具体的で現実的な理解を深めるように取り組んでいるというのが小・中学校段階でのキャリア教育の中身でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） せっかく教育長から答弁いただいたので、その部分の中で非常に、今、私が質問しようとしているのは、せっかくいいことなだけけれども、どうもここで職場がなくて、この地域全体が予備校化しているのではないかという思いなんです。だから教育長に言って、できれば、要するに市長あるいは産業部のほうから聞きたいんですけども、せっかく教育長が答弁していただいているので、市民の中で非常に心配しているのは何かというと、教育については小学校一等ですよ。全国的に小学校一等だと、学力も含めて一等。中学校になれば二等なんだと、高校になれば三十何等になっ

て、社会にいざ出るときになれば、この秋田県というところは、どうも生きる力というか、逆にですね、仕事を与えられなければという部分の中で、まじめにはやるんだけれども、事を興す、企業を興すと、その部分は非常に苦手にしてある部分があるんですね。だから、そういう部分の中でどうしてこういふふうに高等教育になればなるほど学力が、これは県の人たちに聞けば一番いいんだろけれども、逆に、横手の教育長としての立場の中での分析はどうなっているんですかね。せっかく立って答弁していただいたので、そこのところだけ聞きたいんですけども。

○田中敏雄 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 横手市の小・中学校教育を預かる私への質問にしては大変答えるのに難儀な、むしろ高等学校教育や高等教育に関する部分が大いだろうと、小・中学校においては、今言ったように公民としての資質の基礎ということでありまして、確かな学力、先ほど議員がおっしゃるように、確かな学力、豊かな心、たくましい体と、このバランスを考えた教育が義務教育段階の教育、それから、自分の進路を見つけていくとか、鋭角的に見つかったり、自分で進路を選択して動いていくというのは高等学校以上からではないかと思われま。中学生にしても、大まかに自分の進路を広角に選定して、私は実業高校に進学しようとか、普通高校に進学しようとかというところは、確かに最終段階であることはありますけれども、例えば、秋田県の学校教育の指針などにも、秋田県に残れという教育はまたこれも一つ問題だということで、やっぱり国際人としてという部分だとか、国際的にも活躍できるような力強い人間を育てるんだというのが5つの目標の最後の項にありまして、それは、そのようなベースにしておかなければいけないのではないかと思われま。いろいろな、やっぱり残れという教育をすべきだという人ももちろん中にはいますが、一方には、やっぱり中央に出ていって活躍する人もいないと、例えば、陳情なんかに行ったときに、真ん中にだれもないというようなことではまた地盤沈下にもつながるといふようなこともありまして、やはりそこは、最終的には、家族や本人が相談をして、地域に残ろうだとか他県に進もうだとか、首都圏に出ていこうだとか、外国に出ていこうというところまでは、我々は鋭角的なことはできないということでありま。

○田中敏雄 議長 16番。

○16番(齋藤光司議員) 教育長が言うこともわかるし、何かわかるんだかわからないんだか、ちょっとピントがずれてきているんですけども、私は、中央に出ていく学力も必要だけれども、残るやつが、横手市に残って、少なくともこの地域を守るやつが、やっぱりこの自治体として主体的に、教育も含めてやってもらいたいと思ひま。だれもいなくなったんじやどうしようもないでしょう。そこはひとつお願いをして、ピントを前に戻して、巻き戻して始めま。

森林組合のほうから行きます。

ここの中で誤解を与えたようで、同僚議員にも言われましたけれども、市長も先ほど申されたとおりに、4,500万円ずつ5年貸すから2億2,500万円、簡単に足し算をしてしまった部分の中で誤解を与えた部分については申しわけないと思ひまけれども、ただ、向こうの要旨の中では5,000万円ずつ5年間

貸してくれと、こういう形の中で、市長が4,500万円だけの1年間の約束だという形の中で今回出していると、そういうことは、今訂正してここで話をしておきたいと思います。

それでは再質に行きますけれども、まず1つ目であります。

貸す以上、向こうをよくわからなければいけないでしょう、やっぱり。ちゃんとした組織だと、少なくとも、環境から何から言いますけれども、私は環境とか何かよりも、我々が4,200万円、大事な出資を、今までですよ。私たちだけでない。先代のころから非常に預けているお金なんですね。それが今、正直言うと、私から言えばちょっとまずい経営ではないかという形の中でやられて、今それが危うい。そういう中、非常に心配するのが、5年前から、役員名簿を開くと前執行部、前の執行部の皆さんと今の執行部の皆さん、三役かわっただけで同じなんですね。同じ色なんですよ。だから、前の人に責任があつて今の人に責任はない。私はそういう理論は通らない、そういうふうに思うんですけれども、まず、そこについての見識をお伺いいたします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 基本的には、スギニカに対する材料供給も含めた支援策において見通しを誤ったという結果でありまして、森林組合としての責務を果たそう、あるいはそういう社会的な要請にこたえようという努力をした中での、今日の大変残念な結果であると思います。そういう意味で、そのことを判断した組合の役員の方には、基本的には責任はあると思います。しかし、責任があるわけでありまして、経営を再建する責任もあると思います。再建する責任を、今般、代表理事を含めて代わることによって果たそうと、森林組合が自助努力をなさるといふふうには私は受けとめた次第でございまして、その経営計画に信憑性が十分あるという判断のもとで応援する中で、私は、市の森林行政の一翼を担ってもらえる機関として、組織として、団体として、森林組合に引き続き頑張ってもらいたいと、こういう判断でございまして。

○田中敏雄 議長 16番。

○16番（齋藤光司議員） やっぱり市長だ。鈴木部長と違って、性善説に立たないと言うけれども、市長は性善説に立ったお話をなさる、そういうふうな部分で感心して聞きました。

それでは、続いて行きますよ。

最初の組合の再建策と、現在の再建策の違いというのは何ですか。明確な違いがあるんですか、お願いします。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 5月までの再建策につきましては、増資という考えはありませんでした。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 16番。

○16番（齋藤光司議員） だから、その増資という考えがなくて再建できるというようなものを部内の中である程度組んでいたんですよ、同じメンバーの中で、執行部代わっただけなもの。その中で、何で

新しい計画では、前はこうだけれども、その新しいやつと比較をなさったんでしょう。比較なさらなかったんですか。そういう部分で、第三者として、新しいやつはだめで今のやつはいいというその判断をなさった、その根拠というのは何ですか。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 昨年の5月に総代会の話を伺いましたが、直接こちらで参画したわけではございませんので、あくまでも終わってからの話でございましたが、冒頭、増資は、いろいろ組合員の皆さんからいろんな質問があったようでございますが、これは伝聞情報でございます、お断りしておきますが、当時の執行者の方は、増資をしないで再建したいということでの総代会決定ということでございますが、いずれ、その後に組合長さんが代わられまして、現組合長さんは、やはり増資しなければどうしても回らないというふうな意思で理事会なり総代会に諮ったということでの今回の要望でありましたので、議会なり、市長なりにそういうふうな意味での要望書が届いたところでございます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 16番。

○16番(齋藤光司議員) 市は最大の出資者ですよ、1個しか持っていない。組合員ですけども、組合法の中では、例えばだれか役員を選ぶときには、選挙あったときには1票しかない。だから、そのかわり利益を追求するような団体ではないと、公益のためだと。だけれども、そこに明確に、最大出しているやっぱり出資者にはかわりないですから、その部分の中で、やっぱり吟味なさったのかどうかということについて私非常に疑問があるんです。でも、そこをやっていくともっと細かくなってしまうので、時間がないので次に進んでいくんですけども、市長に聞きたいんです。

今、市中を歩いていると、市はいつから金貸しになったんだよという話をされるんですね。この間も中に、森林組合から来たときに保証をどうとると言ったときに、同僚議員からも、市は金貸しでないというやじが飛びました。そういうやじが飛ぶ中で、私は、市が金を貸し出す条件、今まで2回ですかね、鶴ヶ池とそれから今回ではなかったですかね。2度目だと思っているんですけども、そのときの条件、基準は何なんだという思いが非常にあります、条例もありませんのでね。それは何ですか。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ご指摘のとおり、条例とか基準を決めて貸し出したことはないわけでありまして、すべてケース・バイ・ケースで判断してきたことであります。基本的には、市が行おうとする、あるいは現在行っている行政に資する団体、そして、そのサービスをし続けていただくことが横手市の行政目的にかなうという判断をしていることが大前提にあるというふうに思っている次第であります。

○田中敏雄 議長 16番。

○16番(齋藤光司議員) そういう前提のもとに市長の判断で行うと、そういう判断でいいんですか、再確認します。これは、多分これからの基準になっていくと思うんで、もう一度お願いします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 条例をつくるのであれば、もうちょっと詳細なルールというものが中に盛り込まなければならぬと思います。今、唐突に質問いただきました中での答弁としては、それが基本になるというふうに思っている次第であります。そういうお答えをしたところであります。

○田中敏雄 議長 16番。

○16番（齋藤光司議員） いいとか悪いとか抜きにしてね、質問ですので。

それでは、今4,500万円貸し出します。金融機関であれば、やはり正直、保全のために保証人を立てる、あるいは抵当を入れてもらう、そういうことを言われますよね。これが、やはり市長の個人のお金だったらいいんだけど、みんなのお金だと、何としても返してもらわなければいけない。1年間、また貸すといったって、1年後には取りあえず返してもらわないといけない。そのときに、その4,500万円の金額の保全をどうするんですか。私は、今の森林組合の執行役員全員の個人保証をとって貸すべきだと、どうせ貸すならね。そこまでの、やはり踏み込んだ考えの中で貸し出さないと、向こうもそういう形の中で貸してくれと言わないと、大変なお金ですよ。そこあたりの考えはどうか教えてください。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 まだ、森林組合のほうとはいろいろそういうふうな約定に関する細かいところの話はしておらないわけなんですけど、先般、2回にわたる懇談会の話から伺いますと、我々は何らかの形で保証は求めたいという意思はありますので、それに対しての先般の組合長の答えは、個人的に保証するというふうなことでの答えがありましたので、いずれ、この後詳細を検討しまして、財務部のほうと詰めまして、何らかの形でのそういう保証は求めていきたいということを考えております。

○田中敏雄 議長 16番。

○16番（齋藤光司議員） しっかりと、こうやって聞いていけば、いくらでも用意してきて非常になかなかつまらない、わからないで出資するという部分があって、やっぱり一義的には、市長はやっぱりつぶしておかれないからという形の中で出していると思うんです。だけれども一つだけ、やっぱりおかしいのはおかしいと言ってやっていかないと、私はだめだと思うんです。

では、そういう中で、この5年間おかしいと言いながら、こういうことは余り言いたくないんですけども役員報酬、15年404万円、16年449万円、17年434万円、18年434万円、19年888万5,220円、これは総代会の資料からで、現実には、これはかもしれないけれども、総代会にはこう書かれておる。合計で2,609万5,224円、役員報酬がですよ。

それから、職員がこの5年間にどのくらいもらっているかというところだと4億5,000万円もらっているんですね、19人で4億5,000万円。だから、多いとか少ないだとかという判断を除きにして、出資の部分の中で、自分の会社を持つ、自分の会社を何とかかんとかしたい、職場を何とかしたいというときには、今回、ここの中に組合員と役員と横手市、おれ、正直、この役員が年間135万円の増資、これはもらっている手当、今までもらっていた手当の額からして私は過少だと、決められたことなんだけれども、これは過少だと。そういう中でその職員、自社株会ってありますよね。皆さん、株式会社の中では自社株

会ってある。だから、自分の職場を守るためには、やはり森林組合の職員がそれなりの自覚を持ってやらなければいけないのではないかと。そういう中で1つ抜けたり、額が物すごく小さくなったり、やはり森林組合自身の他力本願な部分がここにもかいま見えるのではないかと、そういう思いを皆さんに言いたいんですよ。それは、ほかの組織だということではなくて、最大出資者であり、そして、なおかつ今出資を、こういうふうに責められながらも出資を、あるいは4,500万円の貸し出しをする、そういう覚悟で今出されておられるとしては、その部分あたり、どういう思いでいるものかちょっとお聞きしたいんですけども。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 市がというよりも、合併前からの8市町村のそれぞれ森林組合とのかかわりというのは、すべて定かに承知しているわけではありませんけれども、濃淡の差はあれ、一行政が抱える森林行政を担っていただける貴重な組織だということで応分の出資をして、ただし、それは物を言う株主としてではなくて、経営権限を、経営責任を行使するような、そういう株主としてではなくて、緩やかな、サポーター的な株主だという位置づけであったと思います。新市になってからもそのスタンスは変えておらないところをございまして、一義的には、森林組合の内部での協議の中で、自助努力を旨としながらもちゃんと経営再建、経営を軌道に乗せていただきたいと、基本的にはそのように思っている次第でございます。

今般、出てまいりました経営改善計画、これは組合員全員の、基本的には全員といたしますか、全員という言葉は適当ではありません。組合の中で合意を得た内容でございますので、尊重するというのが基本形でございます。ただ、議員に限らず、森林組合の運営についてよりよい改善方についてのご意見、提案があるのは承知いたしておりますので、そういう話は我々担当としてしっかり申し上げるし、お伝えすることは必要であろうというふうに思います。一日も早い再建軌道に乗ることが、我々にとっても歓迎する話でございます。また、市の負担ができるだけ減ることは歓迎する話でございます。しかし、現時点では、私は今の状態の中では、森林組合をこのまま放置するわけにはまいらないというスタンスから、向こうの経営改善計画を是として応援をしたいということをお願いしたところでございます。

○田中敏雄 議長 16番。

○16番（齋藤光司議員） 何か市長にまとめられたような、まとめの、あと終わりという感じの中の答弁をいただいたような気がしているんですけども、まず、思いの中ではですね、やっぱりみんなしようがないと思う部分と、いや、このまま貸しているのかという部分、葛藤しているんですね、気持ちの中で。そういう部分の中で、ちょうど、こういうときというのは申告の時期と重なるんですよ。100円、200円、本当に何とかしなければできなくて朝早くから並んでという部分の中で、どうもここでしゃべっていると、自分の小銭入れとか財布の中身と違って、100万円、200万円が、何か自分の10円玉より軽いような形の中でこの話になってしまっている部分が、自分も注意しなければいけないし、非常にこれは自重しながら話をしていかなければいけないんだという思いなんです。

だから、その中でこの森林整備という部分ですね、部長、森林整備というのは、正直言うと、私も山持ちだからわかるんですけども、金かけるばかりなんですね。お金をかけるばかり、今のところですね。将来的に、これは収益事業になり得るものなんですかね、今の見通し。まず、そこだけ聞きますか。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 いろいろ自分の思いなり、それから至った経緯等については最初にお答え申し上げましたが、いずれ森林につきましては、国なり県でいろいろ事業を奨励しているということからして、また100%近く助成等まいりますので、今すぐどうのこうのということはないんですが、いずれ長いスパンで考えますと、必ずやそれは環境のためにいいもんだというふうに私は考えております。

以上です。

○田中敏雄 議長 16番。

○16番(齋藤光司議員) だからね、環境のためにというのはわかるんだよ、部長。環境のためによくしたい。私が今、私個人も森林組合に対してお金を出している。いくらいくらという感じで賦課金という形で来る。そういう部分の中で、環境だということもちょっとあるんですけども、将来的にこれは戻ってくるお金なんだろうかと、こう思いながら出しているんです、現実。だけれども、やはりこれは親から譲られたものだから守っていかなければいけない。市としての立場も同じだと思うんです。昔は財産だったと、そういう部分の中で、お金にならないからなくすなんてことは、そういう乱暴な話はしません。だけれども、だからこそ、正直言うと、森林組合の存亡にかかわるような、こういうことというのはうまくないですよ、改めて。山を持っている人間がそういう思いでやっているときに、それを整備する、何かするという形の中で、労賃、代表としてですよ、労賃なり何なりの中でなりわいとする、そういう人たちにとってはやっぱりもっと慎重にやってもらいたい、ここは強く言ってもらえないと思うんですよ。

それから十文字町のこと、いつもおまえは十文字のことだと言われるんですけども、十文字町でこれと似た話がありまして、この間の大仙の公売未収と同じですよ。組合というのは、やっぱり正直言うと、一か八かでやるような事業ではないんですね。みんなに同じような利益を与えると、組合法はやっぱりそういうものなんですよ。そういう中で、経営者の責任はより重い。だから、この間の大仙の950万円の公売の合わなさを、役員、理事者たちが全部持ったでしょう。うちのほうだって、十文字農協のときにこういう問題がありまして、組合長、専務理事、副組合長、この人たち全部田を売りましたよ。全部田を売った。それから理事者たち、一律何ぼという負担をしました。それだけ覚悟があつてのやっぱり執行役員でないと、組合はもたないんです。だから、そこあたりをまずは強く言ってもらいたいということを、まず1つは要望しておきます。

それからこの4,500万円、それから二百何万、5,000万円近いお金ですね。これは、昨日せつかく質問して答えてもらった。この滞納しているやつを収納した額がちょうど5,900万円でしたよね、5,900万円。

そして、この中でこの5,900万円が、5,000万円が、一部貸すとは言いながらも右から左に行ってしまう、とても1年間難儀して集めたやつ。そしてまた公平性と、もちろんわかるんだけど、ないからこそ払えない人たちが多くいる中で、なけなしの金、それから、まず納めた人、それから競売にかけられた人、それから、何よりも、まじめに頑張っただけある財布の中から支払ってきた多くの市民の皆さん、その部分に対して、私は今もうちょっと考えたほうがいい、慎重にしたほうがいいのではないかと、市長の思いもわかりますけれどもね。もうちょっと慎重に構えてもいいのではないかと、そのいろいろな種々の問題をクリアしてやったほうがいいのではないかと、こういう思いがありますけれども、最後に市長、何としても、これは今当初予算で通さないといけない予算だと思っておりますか。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 もちろんであります。今、一般的な市税の収納対策の中で難儀して集めたそういう努力からすると、こういうお金の使い方は相当、なかなか理解に苦しむと、こういうふうなニュアンスでおっしゃったかと思いますが、確かにそういうふうに見える向きはあると思います。ただ、行政がやらなければならないことは、市税を集めるだけではなくて、いただいたものを効果的に、行政目的に合うように使うということもあるわけでごさいます、両方満足させて、初めて行政の仕事が成り立つわけでごさいます。そういう意味では、血のにじむような努力をして集めさせていただいた税金、苦しい中でも納めていただいた税金をどれだけうまく使うかというのは、まさに私どもの重大な責任分野に入るわけでごさいますが、そういう意味で、行政目的にかなうとはいえ、こういうことで、決して前向きではない応援をしなければいけないことは決して喜ばしいことではないと思います。しかし、それでもやらなければならないという判断に至った次第であります。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 担当として一つお願いなんです、いずれ前にもご説明申し上げましたが、今、緊急雇用というような観点で、全国的にはやはり農業、加えて森林につきましても雇用の吸収の場ということで、一生懸命国・県でも奨励いたしておるところでごさいます。前にも説明申し上げましたが、繰り返しになりますが、森林組合におきましては、130名の作業範囲の方が2億5,000万円という金を地元で雇用として対価を得ているわけでごさいます、いずれ我々としましても、2億5,000万円を扱う120名の山林の作業範囲ということもすごく意識をしております、今回の貸付金につきましても、いずれ4月から契約等々着手しまして、8月過ぎになると補助金等の歳入があるということでの、運転資金ということでの貸し付けでごさいますので、3月には確実に償還いただくということでのお約束を申し上げますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 16番。

○16番(齋藤光司議員) ご理解をするかしないかは、これから十分考えて決めたいと思いますので、ひとまず森林問題、森林組合の部分は終わりたいと思います。それこそ、市長からせつかく今熱い答弁をいただいたから、これは国保に向かったほうがいいなと思って国保に行きますので、どうかよろしく

お願いします。

市長、これはみんなわかっていると思うんですけども、国保税は前年度の所得にかかるんですね。前年度の所得が低ければ法定減免がある。ここにありますがね。33万以下、7、5、2、そういう部分の中でやってもらえるのは、法定減免という形で一般会計から出してもらっている。ただ、今困るのは、去年、年末に切られた人がどっと流れ込んできているんです。今、それこそ国保部長もわかっているとおりに、1月だけ440名ぐらいです、具体的に言えば。その人たちが全部減免を求めるといえば、まだそこまでの確認はとれていないんですけども、これは減免を求めてくるだろうと。もちろん、制度がある以上それをしてもらいたい。ここにあります横手市国民健康保険税条例施行規則第3条第1項第3号、無収入となった者10分の7、3分の2以上減じた者10分の5、2分の1減じた者10分の3、これを使って、正直国保税が決まってくるんですけども、この減じた部分は、今の制度の仕組み上、普通の、今一生懸命払っている人の国保税、それに上乘せされるというシステムなんです。だから、平時のときは100人ぐらいしかいない、100人台での出入りの中に、今、急に400人も入ってくる。そうした中で減免となったら、これは物すごい数字になるだろうと。それを、またみんなに割ってしまったらこれは大変だよ。その数字、一問一答でなくなってしまったので、すみません、そうすれば、もうちょっと。その中で、今の国保の状況はどうか。加入者が1万5,625世帯で7割軽減が3,663戸、5割軽減が1,129戸、2割軽減が213戸、法定減免世帯で6,923戸であります。そういう部分の中で、全体でどれぐらい上がっているかといったら44.3%。この人たちにも、やっぱり割っていて減免するから何ぼか上がるんですね。そして、今市税の中で、これは利用料といったほうがいいかもしれないけれども、税の形になっているので、一番きついのは何かといったら、国保を納めるのが一番きついという話をされるんです。だから、そういう部分の中で、制度上はそうなっているかもしれないけれども、100年に一度の金融危機だと言われるところでどっと来たその部分については、やっぱり一般財源から持たざるを得ないのではないですか、市長、そこのお考えを。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ご指摘されるような事態というのはあり得るだろうと思います。軽減を求める方が増える、加入者が一気に増える、実際起きているわけでございます。それに対する懸念は十分しているところでございますが、それを、十分なる検討、試算のための時間だというふうに今思っております。そういう中で、6月議会まで相当の判断をしなければいけないだろうと、そのように思っている次第であります。

○田中敏雄 議長 16番。

○16番（齋藤光司議員） 前向きな答弁、ありがとうございました。

私はそういうふうにとらえました。ということは、6月に言ったんじゃ、出てきてあとおしまいなので、そういうふうに、だから、市長はこの間こういうふうに言ったんですよ。一般財源からの補てんは、自分の中での大きなためらいは、国保の加入者が市民の中で3割しかいないんだと、あとの7割に迷惑

をかける、みんなのお金をそういうふうにして使ってもいいのか、そういう理由でこの間答弁いただいております。でも、前の、口の渴かないうちというのは森林組合だってそうでしょう。前向きな思いの中で、将来の思いの中で今貸し出そうとする、出資をしようとする。今の中で具体的に数字が出ているわけですよ、これも。そういう部分の中では、6月議会でこれを言っても間に合わない。だから私は、今、3月議会で取り上げているんです。

国保なんか簡単な話ですよ、医療費がゼロになればゼロでいいんですもんね。それから、金持ちにすればいいですよ、管理者全部。それから、システムを変えればいい。医療保険の一元化、今の国保は無職者6割、自営業者3割、その他1割という形の中で動いていて、最後のとりでだと言いながらも非常に基盤が弱い、先ほど言ったとおりに。だからそういう部分で、今、それこそ3次医療をやって、この寿命がお年寄りも含めて半年延びたと。仙台まで行かなくていい、秋田まで行かなくていい、非常によかったことなんだけれども、この国保税を納めるために、逆に若い現役世代が、寝ないで稼がないで2年間寿命を縮めるということもあるんですよ、そう言っている話もあるんですよ、実際に。今、多分病院も患者さんが減っていると思うんです。これは具体的な数字ですよ、つかんでおります。そういう部分の中で、私だって置き薬で治す、そういう家庭が物すごく増えてきているんです。でも、使わないことが、じゃいいことかというところでもなくて、行けない人もいるという部分の中で、どうか前向きに、これを気持ちの中に大きく入れて、6月議会、期待していますので答弁要りません。どうかよろしくをお願いします。

それから、今度は2番目に戻ります。

非常に気になる部分があるんですけども、まず、今回の市の緊急経済対策、これは正直話、今まで要求していて取り上げてもらえなかった、そういう部分を取り上げてやったというやつが出てきているんです。でも、その経済波及効果というものは考えられたんだろうか。要するに、1万円をかけて10万円、20万円、呼び水の中で、少なくとも、この地域にお金が回るような形ということを取り上げられた後のこの緊急経済対策だったんだろうかということです。ここの部分、非常に考えて採択された事業なのかどうか、そこをひとつお願いしたいんです。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 本当に緊急でございまして、いろいろ、我々最初は内部の職員からのアイデア募集から出発しました。資料で前にお示ししましたように、今回の当初予算に第3次対策ということでございまして、直接雇用の分あるいは委託の分等々あるわけなんです、直接雇用の分についても、我々は必要であるということのもとに予算措置をした分でございまして、県からあるいは国から来るお金についても、充当してもマッチするものだということでの措置をいたしました。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 16番。

○16番（齋藤光司議員） そこで、急いだけでなかなか、あと5分ですね、なかなか、いくらかかる、

波及するということまで考えが行かなかったみたいなんですね。だから、そういう部分の中で非常に、道路も大事だし、みんな大事なことなんだけれども、もったいないなと思うことが1つあるんです。その中でぜひとも、これは時間がないので提案をしたい、いいとか悪いとか抜きにしてですね。

赤川議員がこの間おっしゃいました。今、ここの雇用対策の中で忘れてほしくないのは土建屋さんの日雇い、これがなくなっていることが1つ。それから、一人親方と言われる大工さん、左官屋さん、この仕事が本当になんていんですよ。だから、この人たちにも、ぜひとも日の目を見せるような施策がどうしても欲しいと。そういう中で、非常にいいのを見つけたんですよ。都城、あそこで住宅リフォーム事業、これに1億予算措置をした。20万円以上のリフォームに1割の補てん、上限が10万円。それで、1億円かけてどれぐらいの経済波及効果を見込んでいるかというところだと17億円、17億円動くんだと。これは、当市においても非常に有効な施策だと。ぜひともこれを研究してやってください。

それから、財源ないところでどうするんだというときに、その財源も見つけてきましたのでどうかひとつ。私は、今市町村合併して一番目に見えるのは、それこそ町長、村長がいなくなって、議員の数もいなくなって、その部分の余った報酬ですよ、それはもう確実に、それから我が議会も、何も犠牲を払わないでそんなことを言うのかというところとそうではなくて、この次、定数を4削減をすると、前向きにまずとらえている。

そういう部分の中で私が問題にしたいのは、これはお願いしかないんですけども、職員の皆さんが今もらっている手当、本給なんかいいですけども、この手当の中の寒冷地手当が1億円あるんですよ、1億円。国家公務員に準ずるとあるんですけども、私は、そうでなかったら名前を変えろと言うんですけども、どうしてかというところ、国家公務員は東京からあちこちに異動されますよね。ここの市の職員、大部分、全体と言っていいほどの数は、ここで生まれて、ここで育て、そしてここで勤めている。普通の感覚でいったら、寒いところに来たという感覚ではないですよ。市民、それ全体が当たり前のような中での手当であるならば私は納得するんですけども、だれに聞いてもこれはお手盛りでないかと、そういう形で来てはいるけれども、お願いをします。そして、そこでちょうど1億円あるんです。その1億円をワークシェアと、ワークシェアという形の中で、ぜひともこの100年に一度という中、みんな生きていくという思いの中で提供していただきたいと、これは頭を下げるしかないで、その辺を、実現可能かどうかも含めて、それこそ部長が一番いい、鈴木部長あたりに聞きますか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 寒冷地手当、手当はほかにもいろいろありますけれども、寒冷地手当ということですのでお話申し上げますが、基本的に公務員の給料表は、言ってみれば、全国一律同じところの一番基本部分を表にしています。そして仕事をする場所によってそれはさまざまな状況がありますけれども、例えば寒冷地手当ともう一つ地域手当というのをあわせて説明申し上げますが、一番基本のところはどこへ行っても同じですよということで、寒冷地においては、例えば北海道の旭川とか物すごく寒いところとか、札幌、函館、秋田とか、4段階にわたって、寒冷地には寒冷地手当を出すというふうに

なっています。もう一つは、例えば大都市、政令指定市、それから中核市、特例市などあるわけですが、大都市には、言ってみれば、最低限のところの給料表は同じですが、大都市には、6段階にわたって地域手当というのがあります。それが基本的な、労働基本権全部を与えられていない公務員に対する給料体系としてあるわけです。ですので、基本的に、そういう部分でいけば、執行部側からこういうふうにしてこうやりますというふうには、正直言って言えない状態です。ですから、そこまでの答弁にさせていただきたいと思えます。

○田中敏雄 議長 これにて一般質問を終了いたします。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第2、議案第81号横手市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第81号横手市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてご説明いたします。

1ページをごらん願います。

本案は、国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金により基金を造成し、平成21年4月からの介護報酬プラス改定による介護保険料上昇分の負担を軽減するために、基金条例を制定しようとするものであります。

初めに、今回追加提案となった理由でございますが、本条例と、この後提案いたします介護保険条例の一部改正は、国の20年度第二次補正予算関連法案の成立を前提に行うものでありまして、本日、関連法案成立の運びとなったことから提案いたしますものでございます。

この介護従事者処遇改善臨時特例交付金は平成21年度から平成23年度までの期間に限定されるもので、保険料負担軽減分5,419万373円と、この施策の周知に必要な経費といたしまして620万4,000円の、合わせまして6,039万4,373円が本年度中に交付される予定であります。この後提案いたします議案第82号の介護保険条例の一部改正に関連いたしますが、当市の平成21年度から23年度までの第4期の介護保険料は、当初準備基金1億2,000万円を取り崩し、基準月額を3,894円に調整いたしております。この基準月額に介護報酬3%増の分を考慮いたしますと、3年間の平均で保険料は月52円の増となります。このため、基準月額は3,946円ということになります。国におきましては、介護報酬3%増による介護保険料の上昇を抑制し、被保険者の負担を軽減するために必要な経費として、この介護従事者処遇改善臨時特例交付金を交付することにいたしましたものでございます。

国の特例交付金は上昇分の2分の1を交付するという内容ですので、同額の5,419万円を市の準備基金からさらに取り崩し、対応するものでございます。これにより、第4期計画期間の保険料は、毎年段階的に引き上げず、3年間同額の月額3,894円に設定するものであります。また、介護給付費準備基金

の平成20年度の保有額は2億4,743万8,000円となっておりますが、4期計画期間の取り崩しにより、残高は7,324万8,000円の見込みとなります。

それでは、次のページをごらん願います。

条文についてですが、第1条は、介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するために基金を設置することを定めております。第2条は、基金として積み立てる金額は、横手市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額であることを定めております。第3条では基金の管理について、第4条では基金の運用利益の処理方法について、第5条は、基金を必要に応じて繰り替えて運用できることを定めております。

次に、3ページをごらん願います。

第6条は、基金の処分方法について定めております。第1項では、21年4月からの介護報酬改定に伴う保険料増額分の軽減の財源とすること、第2項では、軽減にかかわる電算処理システムの整備費用、その他軽減措置の円滑な実施のための経費の財源とし、第3項は、金融機関が破綻した場合の対応として、市債償還の財源に充てることを定めております。

第7条は、必要な事項の委任について定め、また、附則第1項では本条例の施行日を定めております。附則第2項では、先ほど申し上げましたけれども、基金条例の期限を平成23年度末までとし、その際、基金に残額がある場合は国に返還することを定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第3、議案第82号横手市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第82号横手市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

4ページをごらん願います。

本案は、平成21年度からの第4期介護保険事業期間において事業の円滑な運営ができるよう、運営期間における介護保険料を設定するため、現行条例の一部を改正しようとするものでありますが、現行、第3期計画であります。2,998円の介護保険料を、先ほど申し上げましたが、3%増の分を見まして3,946円に引き上げ、さらに、先ほどの基金を使いました特例措置により、3,894円に設定するものでございます。

初めに、現行の第3期計画の介護保険料は、ご承知のように、秋田県の保険料平均月額3,988円より安い2,998円ですが、これは、施設サービスの供給基盤が少ないことが要因となっております。第3期におきましては、特別養護老人ホーム白寿園、雄水苑の増床や、グループホームなどの居住系サービスの新たな整備を図ったところであります。しかしながら、現在、施設入所の待機者は230名ほどいらっしゃいます。一方、在宅サービス利用者における要介護者4以上の割合を示す重度率ですが、平成19年10月時点で22.4%ということで、全国の14.9%、秋田県平均の18.5%を大きく上回っております。第4期計画におきましても、これを解消するために、施設系として定員29人以下の特別養護老人ホームを始め、通所、訪問、短期入所の各サービスを統合した小規模多機能型のサービスの基盤整備を行います。サービス料が増えることにより保険料が上昇いたします。

また、このたびの制度改正により、総給付費に占める満65歳以上の第1号被保険者の負担割合が、全国基準で第3期の19%から20%に増加いたしております。当市では、国からの調整交付金が国基準の5%より高い7.6%となるため、1号被保険者の実質負担割合は17.4%となりますが、それでも保険料負担は上昇することになります。市では、当初、第4期における第1号被保険者の保険料負担をおおむね月額4,000円程度と推計いたしましたが、サービスの充実は必要であるが、高い負担とならないようにとのアンケートの結果を考慮いたしまして、可能な限り準備基金の取り崩しを行いながら保険料を設定いたしました。

その結果、平成21年度から23年度までの第4期の介護保険料は、介護保険給付費準備基金1億2,000万円を取り崩すことにより、基準月額を3,894円に調整いたしました。この金額は、現行の2,998円より896円高くなっておりますが、現計画における県の月額平均3,998円よりも安い額となっております。ちなみに、準備基金の取り崩しがない場合の保険料は4,010円となるものですが、基金充当により116円安くなるものであります。

また、このたびの介護報酬3%増の改定に伴う保険料へのはね返り、上昇する金額は、先ほど申し上げましたが、3年間で月平均52円と算定されまして、先ほどの3,894円に比べますと、保険料基準月額は3,946円となりますが、上昇する介護保険料を抑制するための臨時特例交付金と、これに対応する市の準備基金をさらに取り崩すことにより、特例措置により、保険料月額を3年間同額の月3,894円と設定するものであります。

それでは、次のページをごらん願います。

条文でございますが、第10条及び第12条の改正は、介護保険法改正及び老人福祉法の一部改正により、地域支援事業の規定条項が改められたことによるものであります。

第11条は、市町村合併後の異なる保険料率の経過措置の終了に伴いまして、これを規定しました別表第1が削られたことによるものであります。

第19条では、第4期の保険料の基準月額を3,946円とし、これに、第1段階から第6段階の所得区分に応じた負担率を掛けた保険料の年額を定めております。

次の6ページをごらん願います。

附則であります。附則第1項では、条例の施行日を定めております。

附則第2項では、滞納者等に対応するための経過措置を定めております。

附則第3項では、第19条の介護保険料の特例措置として、特例交付金の使用による保険料月額を3,894円とし、これに、第1段階から第6段階の所得区分に応じた負担率を掛けた保険料の年額を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第4、議案第83号平成20年度横手市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 議案第83号平成20年度横手市一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額にそれぞれ27億8,042万円を追加いたしまして、補正後の総額を521億6,941万2,000円に定めようとするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正であります。5ページから7ページになります。

そこにありますように、北庁舎管理費外45件であります。翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加するとともに、くらしのみちづくり事業外1件では、繰り越しの額の変更をしようとするものでございます。

今回の補正は、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、また、定額給付金並びに子育て応援特別手当に対する補正予算でございます。

歳出のほうから申し上げますので、13ページのほうをお願いいたします。

13ページ、2款総務費、1項6目の財産管理費に、北庁舎管理費に2,820万円を計上しております。これは北庁舎にあります電算マシン室のエアコンの更新経費として1,650万円、本庁並びに地域局などの公用車9台を更新する経費に1,170万円を計上しております。

7目企画費では、保呂羽地区多目的交流施設整備事業として5,000万円、これは旧保呂羽小学校の体育館などの一部を解体いたしまして、教室等を地域のコミュニティーの強化と防災の拠点として整備しようとする経費でございます。同じく大雄交流研修館機能拡充事業では2,936万9,000円を計上しており

ます。これは農業生産者と消費者の交流拡大などの事業に対するため、大雄ふれあいホールに会議室等を増設するほか、施設の改修工事を行おうとするものでございます。同じく、くらしっくロード整備事業では1,200万円、これは増田地域の歴史的建造物を活用した観光拠点を整備する事業で、歴史的に貴重な木造3階建ての建築物を修復整備する経費でございます。9目の地域局費では、8,312万9,000円を計上しております。このうち、十文字地域局庁舎管理費ではアスベストの除去工事を実施するほか、横手地域局庁舎や十文字西出張所などの既存公共物の修繕工事を行う経費でございます。10目の電算情報管理費に2,600万円を計上しております。これは保守管理がもう困難となっている電話交換機を使用しております横手、十文字、雄物川などの庁舎の電話をIP電話に更新する経費であります。14目諸費では、定額給付金給付事業として16億1,799万2,000円であります。これは住民基本台帳人口10万2,985人、外国人の方549人を見込んだ給付金でございます。このうち、18歳未満は1万5,944人、65歳以上は3万959人を見込んでございます。

14ページをごらんください。

3款であります。1項6目社会福祉施設費に3,621万2,000円を計上しております。これは横手地域の高齢者センター、特別養護老人ホームすこやか大雄、いきいきの郷、障がい者支援施設ひまわり社の建物修繕などの経費でございます。同じく3款であります。2項1目の児童福祉総務費では、子育て応援特別手当として4,140万円を計上しております。これは、対象者の上限を1,150人と見込んだ子育て応援特別給付金であります。5目の児童福祉施設費では、里見保育所の修繕工事費として299万3,000円を計上しております。

15ページのほうに移りますが、4款衛生費であります。

1項12目斎場施設費では、東部、南部、西部の施設修繕工事費などで704万6,000円あります。3項1目上水道費では5,800万円を計上しております。これは配水管路の漏水事故などの緊急時に即座に対応するため、市内全域の水道管路データをシステム化し、一元管理する事業に要する経費でありまして、水道会計に出資するものでございます。

5款の労働費では、1項2目の勤労者等福祉施設費にサンサン横手管理運営費として563万3,000円あります。これはサンサン横手の施設修繕などの経費であります。

16ページであります。

6款の1項3目農業振興費では8,136万7,000円あります。果樹産地構造改革事業では、果樹の新品種、優良品種の導入によりましてバランスのとれた果樹経営とするための経費に300万8,000円、資源循環型農業推進事業では、有機農業を推進するための堆肥散布車2台などを購入する経費として1,635万9,000円、横手市園芸施設整備事業では、実験農場のハウスの建設や農業用機械の整備事業として5,550万円、地域種苗センター強化事業では、JAふるさとで実施するトマトなどの種苗センター整備事業への補助として650万円を計上しております。同じく9目の農業施設費では、平鹿就業改善センターのアスベスト除去工事に347万5,000円、7款の1項4目商工観光施設費に909万9,000円、また、5目の温泉

観光施設費では1,642万2,000円を計上しております。これはふれあいセンターかまくら館、大森リゾート施設、ゆとりおん大雄、山内おんせん館、大森健康温泉などの修繕工事費などでございます。

17ページのほうに移りますが、8款土木費、2項2目道路維持費では5,000万円を計上しております。これは道路安全施設点検補修や区画線設置工事などに要する経費であります。3目の道路新設改良費では、市道幹線中央線外17路線の改良などに1億4,000万円を計上してあります。

18ページに移りますが、4項6目公園費では、雄物川河川公園を整備する経費として431万2,000円、9款の消防費で1項1目の常備消防費であります。新型インフルエンザ対応機材などの整備や資機材運搬車などを整備する経費として1,201万3,000円、3目の消防施設費では、消防用ホース購入などで150万円、5目の災害対策費では512万9,000円、これは消火栓などの消防施設や災害危険区域を地図情報などに反映させるための防災情報を整備する事業でございます。

10款の教育費に移りますが、2項1目学校管理費では1億1,489万7,000円、これは増田小学校体育館屋根補修工事外8校の修繕工事を行うほか、小学校20校の保健室などにエアコンを設置しようとする事業費でございます。3項1目の学校管理費、これは中学校のほうですが、971万4,000円でございます。これは中学校2校の修繕工事と4校の保健室などへの、先ほど同様、エアコンを設置しようとするものでございます。

20ページのほうに移りますが、4項1目社会教育総務費では1億1,614万3,000円でございます。それから、3目公民館費では1,945万6,000円、これは横手市民会館、平鹿生涯学習センターの舞台照明装置の改修事業費などでありまして、そのほか、八沢木公民館、館合つきの木館のアスベスト除去工事も含まれてございます。同じく、5項3目の体育施設費では9,898万5,000円、これは十文字陸上競技場や大森テニスコート、グリーンスタジアム横手などの整備費でございます。4目の学校給食費に971万3,000円でございます。これは、学校給食の完全米飯化に向けまして横手と山内の学校給食センターを改修する経費でございます。

21ページであります。13款2項1目財政調整基金費に9,022万1,000円でございます。これは、1月の臨時議会などで既に予算化されているくらしのみちづくり事業や消防施設整備事業などを、今回の交付金対象事業として財源振り替えしたために、その分の一般財源の減額分を財調に積み立てるものでございます。

歳出は以上ですが、これに対します歳入は、2ページのほうに記載してございますとおり全額国庫補助金でありまして、27億8,042万円でございます。

以上で説明を終わります。お手元に補正予算の概要等も配付してございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番佐藤誠洋議員。

○4番（佐藤誠洋議員） 今、緊急対策ということでありましたけれども、何点かちょっとお尋ねいたし

ますけれども、ほとんどは修繕工事費とか整備ということでありまして、この中でまず何点か、例えばというか1つずつお聞きしますと、小学校の大規模修繕工事とかそういうもの、1億円以上の事業とかあるんですけれども、これとか、あるいはアスベストの除去工事というのは、これは市内の業者が請け負うことができるものなのかどうか。これはもう、趣旨はそういう市内業者の育成だと思うんですけれども、その点でちょっとどうなのか。大きい工事を市内の業者がきちっと請け負うことができるのかどうかという質問です。

それと、その中に、ちょっと社会福祉費の中でひまわり社の修繕ということが今出ましたけれども、これは2年ほど前に改築工事をしたばかりですので、これの中身ついて、どこがどういうふうに修繕しなければいけなかったのか、この設計そのものが正しかったのかどうかちょっと不思議に思いましたので、この点をよろしく願います。

あと、それともう一点、10款教育費の体育施設費ですけれども、この中で、今ちょっと私聞き間違えたかわかりませんが、今、部長のほうから歳入はすべて国庫の交付金ということをお聞きしましたけれども、これは一般財源で7,550万7,000円というのがあるんですけれども、これは私も全額国庫交付金だと思っていたんですけれども、これは一般財源から内訳が出ていますけれども、これはどういうことなのか。

以上、よろしく願います。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥 清治 福祉事務所長 3款の6の社会福祉施設費のところの障がい者支援施設ひまわり社の補修の件であります。おっしゃるとおり、ひまわり社、改装したばかりではございますけれども、屋上の防水シートが劣化しております。これが、実は雨水が壁にしみ込んできた関係から、雨漏り、それから外装がはがれる原因となっております。このため、現状のままでは壁のほうも傷んでしまうということで、今回、経済対策で使わせていただきまして補修するものであります。

○4番（佐藤誠洋議員） 最初の工事は、そうすると何に使ったんですか。

○奥 清治 福祉事務所長 使っているのはロンプルーフというか、恐らくその防水シートの耐用年数というか、その状況がよく、実はどれだけもつのかあれなんです。やはり日に照らされたり雪にということで、かなり雨水には対応というか、強いものだと思うんですが、たまたまそういう何というんでしょうか、日差しですとか、雪とか、そういったもので劣化してしまったと、そういうことではないかなと思っております。よろしく願います。

○田中敏雄 議長 財政課長。

○柴田恒宏 財務部財政課長 10款の保健体育費の中で一般財源を充当しておりますけれども、この一般財源の出どころは財源振り替えでございまして、例えば17ページのくらしのみちづくり事業、これは臨時議会等でお認めいただいた事業でございまして、これは一般財源で措置してございまして、今回、これを国・県支出金のほうに財源振り替えしたというようなこと、それから、18ページで

も消防施設費で5,859万円、こちらも財源振り替えしております、これらの財源振り替えした部分については、財政調整基金とそれからすべての一般財源の調整をこの体育施設費のところで行いたいということで、まとめてこのところで一般財源を調整するというので体育施設費のほうに一般財源を置いておりますので、この交付金事業の中で事業に増減があった場合、最終的には体育施設費の事業を調整して、全額国庫を使い切りたいというような考えでございますのでよろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 業者の観点のご質問がございましたが、この中で、例えば議員がおっしゃったアスベスト工事も市内業者でできますので、ほとんどが市内業者発注になるのかなと思っています。ただ、市民会館の照明器具とかIP電話とか、そういう特殊な工事は市内にその専門業者が多分おらないと思いますので、それ以外のほとんどの工事は市内業者の方が対応できる工事かなと思っています。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

32番赤川議員。

○32番(赤川堅一郎議員) 景気対策ということで大変喜ばしい予算であります、年度末にこれだけの補正をして、実際これを消化していく体制が果たしてあるのかどうか。

それから、消化していくためのスケジュールといいますか、内容について伺いたい。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 これは、先ほど来申し上げておりますとおり国の二次補正分の補正予算でございます、20年度の補正でございますので、今年度中に予算化しなければならないという、そういう大命題がございます。それで、今、年度末ぎりぎりでございますので、当然、全額というか、全部来年に繰り越して行おうとするものですが、当然、新年度予算分の事業費もございますので、その分、この分とボリュームがちょっと膨らむわけなんです、そこら付近は、こちらのほうをできるだけ早く発注しますとか、そちら付近を調整しまして21年度中に使い切ると、そういう予定で頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 32番赤川議員。

○32番(赤川堅一郎議員) もちろん年度末ですから全額繰り越すということになると思いますが、新年度に入りますと通年予算もこれは入るわけですし、相当のボリュームがあるわけです。しかも、こういうふうな経済事情ですから、なるべく地元で早期に発注するというふうなことが主要な課題だと思うわけですよ。そうした場合、各部署のそういう体制が、果たして現状のままなのか、特別な体制を考えてやるのか。給付金についてはもう既にそういう体制をとっているわけでございますが、これらの事業の消化は相当、各部、課にわたるわけですから、そこら辺の具体的な対応について伺いたいと思います。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ボリュームは確かに大きくなりますが、今から何年前、景気のいいときの

仕事の量などを考えますと、現体制で十分対応できるというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

16番。

○16番（齋藤光司議員） 先ほども申したとおりに、これは地域に対して非常に緊急に、なおかつ地元の活性化のために役立てようというお金で、渡りに船みたいなものがある、今まで残っていた分やるんですけども、非常に、額が大きい中で補修の部分が大部分多いですね、建物部分。屋根だとかボイラー室だとか、ただ、そういう中で、これをいざ仕事に出すときに、市の入札みたいな形の中で、会社関係でまた入札させていくのかどうか、まずその点を聞きたいと思うんです。ということは、そういう形でやっていった場合に、先ほどの雇用との関係の中で、どうしてもその一部分だけに恩恵が滞ってしまうと、このために、どこか変わった、ある程度、例えば、我が旧十文字の中では板金組合の組合という形の中で事業をしていたという状況もあります。今、新市のやり方の中では違うと思うんですけども、そういう形の、例えば入札でやるかどうかわかりませんが、そういう形の仕事の参入の機会を与えてもらえるのかどうか。今みたいな、新市の基準の中で規定の入札基準を満たした、その人たちだけしか参入の機会がないのか、できれば、正直、それこそ市民に広く行き渡るような、この部分に関してだけでも新たな入札基準なりをつくっていただければありがたいと思うんですけども、その辺の考えは。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 議員が申される趣旨は十分理解できるところでありますが、今の体制というか、制度上では、これ用の入札参加基準を変える予定はしてございません。ただ、議員が先ほどもおっしゃっていたとおり、一人親方というか、そういう小規模工事に回される部分についてはそのような対応をして、できるだけ満遍なくできるような工夫は考えてみたいと思います。

○田中敏雄 議長 ほかにございますか。

11番土田議員。

○11番（土田祐輝議員） 1点だけお願いしたいと思います。

今回の目的であります、タイトルから言いますけれども地域活性化・生活対策臨時交付金、これの目的、趣旨についてであります。

大分前ですけれども、ふるさと創生の1億円が非常に記憶に新しいんですが、温泉を掘ったり金塊を買ったりさまざまな、自治体で知恵を絞りながらやった記憶があるんですが、今回そういう自由度というのはどれぐらいあったものか。見てみますと保守、点検、それから何ですか、既存ストックを有効活用し施設等の長寿化を図ると、これが大半なんですよ。こういう、国からの制約があったのかどうか、横手市で単独で判断してこれをつくったのか、その辺をちょっと聞きたいんです。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 お答え申し上げます。目的はこの名前のとおり、それぞれ地域活性化・生活対策でございまして、この名前自体かなり広うございまして、アバウトでございます。それで、これに該当する事業というのは、本当にこの名前のとおりオールマイティという感じでございまして、先ほど、この概要にありますとおり、ピックアップした事業を、市側でピックアップしましたが、それは市でピックアップしたからこれがオーケーというわけではなくて、これを県等に提出いたしまして、これでオーケーをいただいた事業が今回補正に上がったと、そういうことでございます。かなり守備範囲が広く適用になる交付金でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに。

17番寿松木孝議員。

○17番（寿松木孝議員） 今回、今回だけ聞く必要もなかったのを1個聞きます。たまたま公用車の集中管理費ということで買い替えの部分が出ておりました。実は、私もあちこちの地域局だとか、いろいろな職員の方々と話をしたときに、結構、現業というか、現場にいらっしゃる方々が一様に言われるのは、公用車の購入が、最近ほとんどがディーラーになってしまったと、非常に不具合が出てきているという話をよく聞きます。例えば、テールランプ1個切れてもディーラーまで行かなければいけない、もちろん日曜日はやっているんだけども平日は休みだったり、いろいろな部分で不具合が出てくると。ましてや各地域局なり各庁舎で、遠くから必ず横手市内まで出てきてディーラーに行かなければいけないというので、非常に使い勝手が悪くなっているという話もお聞きしております。

また、例えばタイヤ交換、それから冬場のバッテリー上がりだとか、あってはならないことでしょうがそういうことは間々あります。その補修するにつけても非常に不具合があると。近隣に、地元にもいろいろな車関係とかやられている業者だとかそういうところから、過去にはずっと取り引きしてきてやっていただいたという経緯もあったというふうにも聞いております。そういう中で、やはり金額だけのその規制で、あくまでもディーラーに行かれてしまうとそういうような不具合が出るんですが、今後の方針としてはどのように考えていこうとしているのか、まずお聞きしたいと思います。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 車の購入に関しては、基本的に車の販売を扱っていただいている業者の方、登録いただいている業者の方、全員の方に指名いたします。だから、ディーラーの方もおれば、どこどこ地区の販売会社の方もおります。その方の希望者全員による入札ということになります。

それから、購入先イコール整備だという制限も特に加えているわけではございません。購入後、半年の点検とか、購入にかかわる点検整備はその購入した会社になろうかと思いますが、イコール整備もそこでなければならないという制限は特段にかけてはございませんので、よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 17番。

○17番（寿松木孝議員） わかりますよ。どこにでも入札の可能性があるというのはわかります。ただ、よくよく考えてみてください。車を卸しているところと普通に販売するところと、同じ土俵に上がって

勝負になりますか。子どもでもわかる理屈です。私が言っているのはそういうこと。

それと、プラス、確かに整備に関してはどこでもできます。しかしながら、要するに自分のところで販売した車というのはある程度責任を持って見るんですね、どこも。電球1個交換するのに、手間をかけて、工賃をしっかりとらってできればいいんですけどもなかなかできないという、本当に簡単なものに関しては、工賃を上乗せしてどんどん請求できないというのも事実です。そういう中では、やはり自分で売ったところのやつは自分で責任をとるとい、責任といいますか、責任的な部分を感じながら道義的に一生懸命やってくれたり、例えば、時間外にでも来てバッテリーを補充してくれたり、いろいろなことをしているわけですよ。今まではあったんです、実際に。でも、今ははっきり言ってなくなってきています。そこら辺のことも少し考えられないかというふうなお聞きの仕方をしたつもりなんですが。わかります、車の値段だけでいきますと、イコールコンディションでやれば、私はメーカーが一番安いのは当たり前だと思います。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ディーラーでない業者の方にハンデがあるというのはわかります。ただ、今まで車の購入、入札、何回もやっておりますが、イコールディーラーという結果も出ておりません。それなりに業者の方が努力いたしまして、ディーラー以外の方が販売されたというケースもございます。

あと、その後の修繕等については今後検討してみたいと思います。よろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 ほかに。

10番奥山議員。

○10番(奥山豊議員) 27億8,000万円余りの国の第二次補正、景気対策というふうなご説明でありました。このことによって、景気が少しでも上向くことを祈らずにはおられません。その中で、1点だけお尋ねいたしたいと思います。

3款の民生費であります。すこやか大雄、地盤沈下に伴ってのその対応であります、壊れたところを恐らく直すことだと思います。地盤沈下すると、その沈下した部分が横に押されていっている。あそこら辺一帯が大変動しているような状況を、現場を当局と見聞したことがあります。今回、せつかくの国の景気対策でありますから、土地改良等々で行われた排水路、結構押されておりました。それに隣接する民地、ある程度の影響が出ておりました。私も岩手内陸地震、あのあたりから結構関心を持って見ているわけでありまして、今回の予算に入っていれば何も言うことはありませんが、入っていないとすれば、この後、そういう部分に対してどのように対応してくださるものかお尋ねいたします。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 すこやか大雄につきましては、平成19年度にも工事を行っておりまして、昨年度ですね、1,900万円のお金をかけまして排水管ですとか、外回りの工事をやっております。今回、敷地の中の断裂した部分ですとか、一部施設外周の補修によって、さらに建物とのバランスの関係で断裂等生じた部分を工事するものであります。これによって、ほぼこの後の工事は無いものと思っております。

す。これで、まず、ほぼ大丈夫ではないかなと思っておるところでございます。

以上です。

○田中敏雄 議長 10番奥山議員。

○10番（奥山豊議員） ただいまのご説明は結構であります。私が尋ねている部分については、外壁のほうの部分であります。沈下したその土量が地球の裏側に行っているわけではありません。横のほうに押されているということが実際問題生じていると、私はそのように分析しているのであります。そのことによって、隣接している、隣地あるいは土地改良等で施工されました排水路等が押されているというふうな現状であります。そのことに対してやはり市当局も、地盤沈下による発生だと私は理解しておりますけれども、それに対する今後の対応は、予算に入っておりませんので、どのように対応して下さるものかお尋ねいたします。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 その件ばかりではなく、いずれ調査しなければならないと今思います。それで、この後、国の当初予算が成立しまして、政府・与党では追加の経済対策、事業規模で100兆円ほどのというちらほらの話もございます。そこら付近の我々自治体に対する経済対策がどのような内容になるのかはいまだわかりませんが、いずれそういう経済対策がなされた場合には、そういう場合も、ケースも含めていろいろ調査をしまして、やはり急がなければならないもの、これは補助事業でいけるもの、特例債が活用できるもの等をいろいろ勘案しまして対応していきたいなど、そのように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに。

16番。

○16番（齋藤光司議員） 2款の総務費の保呂羽地区多目的交流施設整備事業、これについてお聞きします。

廃校を持っていてそれを載せたという部分、今のあれにわかるんだけど、我々のところも今廃校になってしまいますけれども、これができたから地元要望の中である一部を、この予算、財源ができたから一部のところを残してこのような形にやってくれるのか、なくても、地元要望等があれば、ある程度その廃校になった部分についてやってもらえるのか、そこをお知らせください、要するに要綱も含めて。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 学校統合跡地利活用検討会議というのが庁内にありまして、総務企画部が所管しておりますが、そこで保呂羽地区の皆さんとはかなり長い間話し合いをしてきました。最初に応募されたものは、億を超える事業について住民の皆さんから要望されましたけれども、そういう内容ではなかなか市も手が出せないというふうな状況で、必要な部分はどういうものかというのを長い間話し合いをしてまいりました、地区会議なんかも含めて。あそこには前田公民館がございますが、前田公民館

と保呂羽小学校と両方残すことは難しいという話の中で、その方向性が見えてきたところに今回の臨時交付金がありましたので、これを活用して保呂羽小学校側を残すように改修したいということでありませう。よろしくお願ひします。

跡地の利活用については、前にも基本形申し上げましたが、住民の皆さんの要望があればやるということよりも、その要望そのものが絶対必要なものなのかどうかということをよくよく話し合いをしながら、その結果でいろいろ進めていきたいと思ひます。恐らく、結果で何もしないで解体してとか、あるいは、昨日大変失礼しましたが、民間会社で使えるから譲ってほしいとか、何かそういうものがあるすればいろいろ対応していきたいと思ひます。ただ、基本的にあるものをずっと、すべてを持ち続けるということはなかなかできないのかなというふうに思ひますので、住民の皆さんと十分話をしながら、本当に必要なものなのかどうかということ突き詰めて対応してまいりたいというふうに思ひます。

○田中敏雄 議長 16番。

○16番(齋藤光司議員) 説明はわかるんですよ。でも、今回は根本となる財源があったからできた話で、その財源が窮屈になってくれば、うちのほうはすぐですからね、財源がきつく、今、これが未来永劫、毎年来るわけでない、そういう部分なので、市の財政を見たときに、やはり要望してもなかなかこの後はできないだろうという思いでいたときに、今の部長の答弁の中では、必要とあらばやるという話なんですけれども、なかなか、今回これが、今、臨時にぼんとお金が出てきたからやれたのか、あえて、協議の中で必要とあらば、ない中でも予算をつけてやるという覚悟なのか、そこをひとつ。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 必要なものは財源を何とか捻出してやるようにいたします。ただし、何回も申しますが、要望をされたものはすべてやるということではなくて、住民の皆さんと十分話し合いをしながら必要なものを選び出して、それで対応していきたいと思ひます。

○田中敏雄 議長 20番。

○20番(石井正志議員) 緊急でありますし、それから年度内に予算をつけて何とかやっつけていかなければいけないという緊急性のあるものですから、このように出てきたんだと思ひます。ただ、私も先ほどの11番議員さんとちょっと共通するところがあるんだと思ひますけれども、予算ついたから、ばらばらと、こういう施設を補修するとか何とかと出てきました。ただ、今一番困っているのは職を失った人とか、大工さんだとか何も仕事がないと、それから、この前自営業でやっている鉄鋼業者の人も言っておりましたけれども、TDKからの発注がストップしてしまつて全然仕事がないと。私この地域を見ておりますと、そういった人方が一番今困っておつて、そこに手を差し伸べなければならないというものではないだろうかなと思つておつた。予算が来たから、もうありとあらゆるものに仕事をつけて、それも活性化の一つにはなると思ひますけれども、何かもう一つ、今のこの情勢に合った、生きたものになっていないなという感じがしてならないんです。

私は、非常に今回の一般質問でも注目して聞いておりましたし、市長の新規営農支援などというのは

非常に私注目しております、私はむしろこういう大変な時期をしっかりと見据えて、もう一度原点に立ち返って、この横手市なら横手市の中できちんとした地域づくり、まちづくりを進めていかなければいけないという、そういう大事な時期にあると思うんですけれども、もう慌ただしくいろんなものに予算をつけて、予算を消化してしまっ、もちろん今回の場合は、定額給付金が16億円入っているわけですからそれがほとんどはありますけれども、この事業の内容を見まして、その辺が非常にちょっと私としてはどうなのかなという感じがいたしました。ですから、もう少し新年度に入りましても、あるいは新年度予算の執行の中でも、これとからめてもう少し地についての景気対策なり雇用対策だということを考えていられないものかと、そういう点の考え方を、ひとつ市長のほうから聞かせてください。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 この予算につきましては、かなり緊急的に県のヒアリングを受けたりとかあったために、従来やれなかった仕事を主としてセレクションしたのは、これは間違いないところでございます。しかし、いずれもが重要な仕事、いずれ早くやりたいと思った仕事ばかりでございます。そういう意味ではご理解いただけるのかなと。ただ、議員おっしゃるような、あるいは先ほど齋藤光司議員の一般質問の中にあつたような、こういう仕事にはまらない地域の方々、こういう方々向けの仕事というのはなかなか、従来とも行政の公共工事発注の中に余りなかった部分でございます。そういう意味で、緊急雇用対策でもなかなかアイデアとして挙がりたかったわけでございます。そこはちょっと弱いという感じ方を持っております。どうしたらできるかということの知恵をもう一度、先ほどの齋藤議員のアイデアも含めてですけれども、これはやっぱり考えていかなければならないと、そして、何とか国の大ぶろしきにもどっかり乗ってやりたいなというふうに考えております。

○田中敏雄 議長 20番。

○20番（石井正志議員） いや、そのことをお願いしたいと思います。特に、私も気になりますのは、竹下内閣時代の1億、何でしたかあの事業、創生事業、もうどこでも温泉掘りやってみたり、ああいうことではなくて、今回、どっしりひとつ腰を据えて、新年度に向かっていただきたいということでございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

24番高橋議員。

○24番（高橋勝義議員） 小さいことをお聞きします。

果樹振興なんですけれども、せんだってから、例えばリンゴがロシアに行ったとか香港に行ったり、いろいろこのリンゴについて話題がありましたけれども、ついせんだって農協から今年のリンゴの値段について配付になりましたと。そうしたら1箱平均1,000円だと、例年の半分以下。例えば1箱、その人によっては若干の前渡金を借りるわけなんですけれども、もう前渡金だけで終わってしまう。例えば、1,000箱出しても100万円しかない。そういう状況であります。今回、果樹産地構造改革事業というのがありますが、これは、これから苗木を買って、そして新植するわけなんですけれども、例え

ば春苗というのは少ないんです。春に接ぎ木して秋に出すというのが一般的でありまして、そこで、これからいわゆるリンゴの苗を注文して、それでも該当になるのか、あるいは秋に買っておいた苗を植えつけてもいいのか。

もう一つは、どの程度の面積でどういう品種なのか。例えば、紅ほっぺなんかは去年の秋でもう全部なくなってしまった。早くても今年の秋でないと出ない。そういう状況でありますので、その品種あるいは面積のやり方についてお願いします。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 まず、リンゴの状況でございますが、今ちょっと手元に資料がありますのでご披露申し上げますが、栽培面積が972ヘクタールということでございまして、生産数量が7,010トン、20年度でございますが、系統出荷の分でございます。雄物川とふるさとの農協がかかわっておりまして1,380名の方がおられるということでございます。ちなみに販売額は、議員おっしゃられましたように19年度が16億7,000万円、対しまして20年度が12億9,000万円ということで、ほぼ前年の77%、約3割落ちているという状況でございます。

今回の補正に上げましたのは、これは各JAの部会等の要望でございまして、苗木の2分の1を補助しようというものでございまして、品種的には紅ほっぺと、それから紅あかり、秋しずく、ゆめあかり、シナノゴールド等々のリンゴ、あるいはブドウ、桜桃、洋ナシ、それから桃、スモモ、梅という多種でございまして、導入本数は、調査しましたところ2,690本ということで、総体の事業費が601万6,000円ということで、今回、300万8,000円ということでございます。いずれも1年から2年の1年樹ということでの今調整をいたしております、詳細等はこれから詰めていきたいということでございますので、よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 24番。

○24番（高橋勝義議員） 苗木の買い方でありまして、例えば、これから注文して買ったものについても2分の1の補助がある、こういう形ですか。それと面積は。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 この事業そのものは事前着工はできないということで、いずれ、先ほど申し上げました2,690本という今の段階での数字でございますが、この後事業、補正が確定しましたら再度これを固めまして、詳細を詰めてきて、果樹農家の方にお知らせしたいということを考えております。よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

28番柿崎議員。

○28番（柿崎孝一議員） 1点お願いいたします。

まず、今回定額給付金を除いて11億円余りですけれども、実際、このほとんどが補修ということで、今まで手をつけたくてもつけられなかったものが多数あると思って、まず大変喜んでいるわけですね

ども、今までも、いろんな質問の中で補修費という枠がなかなか予算の中で見えてこないという中で、その補修枠をしっかりとったということがありました。今回のこの補修をすることで、今後予定している補修する事業に関してどの程度これで賄えているのか。また、次年度からの補修に対する予算がどの程度有効に回せるのか、その辺の見通しをお願いいたします。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 今回の21年度当初予算に、例年と違いまして補修枠1億円を準備しました。それでもってかなりの、今までできなかった補修ができるものと思っております。それにつけ加えまして、予算に建物カルテ事業というのがございます。それで市の物件、建物を、その年数、壊れ度と言うんですか、その状態をカルテ状にしまして、それでもって最初に修理しなければならない状態の建物、これは5年もつだろうとか、これは10年は大丈夫だろうとか、そういう建物カルテを作成する予定でございます。その結果を見て、早くやらなければならないものはやると、そういう段取りをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 28番。

○28番(柿崎孝一議員) それで、まず、来年の1億枠事業とこの額で大体前倒しができてくると思うんですけども、それは前倒してやるのか、やはり5年で大丈夫といえそこに事業を割り当てて、その事業としては出ていかないのか、そういう計画はどうなっているのでしょうか。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 危険ですぐにでもやらなければならないというものは、多少お金がなくても頑張っってやらなければならないと思います。このように厳しい状態でございますので、5年は大丈夫だろうというやつをあえて来年やるとか、そういう状態にはちょっとならないのかなと思います。

○田中敏雄 議長 ほかにありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は一般会計予算特別委員会に付託いたします。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第5、議案第84号平成20年度横手市介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第84号平成20年度横手市介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

特別会計の1ページをごらん願います。

本案は、平成20年度横手市介護保険特別会計予算の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,039万5,000円を

追加し、補正後の総額を76億5,016万円に改めようとするものでございます。この補正は、先ほどの議案第81号の提案の際にもご説明いたしましたが、平成21年4月からの介護報酬プラス改定に伴う介護保険料上昇分を国が一部肩がわりする臨時特例交付金が平成20年度中に交付されることに対応するものでございます。

5ページをごらん願います。

歳入ですが、3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護従事者処遇改善臨時特例交付金に6,039万5,000円を計上いたしております。これは介護報酬プラス改定に伴う第1号被保険者の介護保険料負担軽減分5,419万1,000円と、この政策の周知に必要な事務費620万4,000円であります。

次に、歳出ですが、同じページの下段のほうをごらん願います。

4款基金積立金、1項基金積立金、2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金に歳入と同額の6,039万5,000円を計上いたしております。これは、先ほど申しましたように特例基金に積み立てしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第6、議案第85号平成20年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第85号平成20年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

特別会計の1ページをごらん願います。

本案は、平成20年度横手市特別養護老人ホーム特別会計予算の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,115万3,000円を追加し、補正後の総額を11億2,207万7,000円に改めようとするものでございます。

7ページをごらん願います。

歳入ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に、事務費繰入金として2,115万3,000円を計上いたしております。

次に、同じページの下段をごらん願います。

歳出ですが、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費に、歳入と同額の2,115万3,000円を計上いたしております。これは指定管理者施設であるいきいきの郷の屋根の修繕費用として141万3,000円、

それから、先ほどご説明いたしました、すこやか大雄の地盤沈下対応工事にかかわる費用1,974万円です。この施設維持管理事業につきましては、平成21年度の当初予算において実施する予定でしたが、このたびの国の経済対策として100%の特定財源が二次補正関連に盛り込まれたことにより追加提案いたしましたものでございます。これらの事業につきましては、3ページの第2表繰越明許費に記載のとおり、全額21年度に繰り越しして使用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第7、議案第86号平成20年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 議案第86号平成20年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出にそれぞれ195万3,000円を追加しまして、総額をそれぞれ8億1,616万7,000円に定めようとするものでございます。なお、第2条では繰越明許費を規定しております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金195万3,000円です。歳出は施設経費として195万3,000円同額を計上しております。

第2表では繰越明許費を規定してございまして、施設経費の内容は、農業者休養施設、これは大森健康温泉でございまして、整備の内容でございまして、ふろ場の天井の張りかえ工事でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第8、議案第87号平成20年度横手市水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第87号平成20年度横手市水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

第2条の関係でございますが、資本的収支の不足額8億1,458万2,000円を8億2,269万7,000円に、過年度分損益勘定留保資金からの補てん額5億4,549万9,000円を5億5,361万4,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

資本的収入の総額8億31万8,000円に5,800万円を増額いたしまして、収入総額を8億5,831万8,000円に改めようとするものでございます。

第1款資本的収入でございますが、第2項出資金に5,800万円増額しております。これは地域活性化・生活対策臨時交付金事業に伴う一般会計からの出資金でございます。

次に、資本的支出の総額16億1,490万円に、次のページになります、6,611万5,000円を増額いたしまして、支出の総額を16億8,101万5,000円に改めようとするものでございます。

第1款でございますが、資本的支出、第1項建設改良費に6,611万5,000円を増額いたします。これにつきましては、市全域の配水管路等を一元化するための配水管情報システム整備事業に伴うものでございます。内訳としましては、最終ページをごらんいただきたいと思いますが、調査資料整理のための補助員の賃金1,318万6,000円、それから配水管情報システム構築関連業務の委託料として4,799万9,000円、システム関連機器の備品購入として493万円でございます。

なお、事業につきましては、年度内の事業完了が困難であることから、公営企業法第26条の規定による建設改良費の繰り越しを予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○田中敏雄 議長 質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎陳情委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第9、陳情であります。お手元に配付しております文書表の所管の委員会に付託いたします。

◎休会について

○田中敏雄 議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査等のため、明3月5日から3月18日までの14日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明3月5日から18日までの14日間休会することに決定いたしました。

3月19日は一般会計予算特別委員会終了後、本会議を開きます。

◎散会の宣告

○田中敏雄 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時29分 散 会